

平成28年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年6月8日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 3 議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
鈴木優	教育長
中里重義	町長補佐
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
橋本宏海	農業委員会 農事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

伊 藤 良 昭	事 務 局 長
川 野 辺 晴 男	庶 務 議 事 係 長
小 林 桂 樹	行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世副議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○荒井英世副議長 まず、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

○一般質問

○荒井英世副議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[12番 青木秀夫議員登壇]

○12番 青木秀夫議員 おはようございます。12番の青木です。今議会では、各議員から合併に関連する問題が議題とされております。6月1日に館林市と板倉町との法定合併協議会が正式に発足しての議会質問ですので、この法定合併協議会に臨むに当たって、現状でわかる範囲でできるだけ詳しく説明、答弁いただきたいと思うので、よろしく願います。

通告順に従って質問する予定でしたが、申しわけありませんが、1番ではなくて2番目の後のほうから、指摘されている合併後の問題についてから先に質問させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。この合併論議については、合併反対の自立論から1市1町、1市2町、1市4町、そしてその他太田市なども含めた広域合併までいろいろな選択肢があるのが事実です。そういう中で、自立論を展開する合併反対者は、合併済みの自治体の成果が見えていないとか、企業誘致などの自主財源が確保で従来どおりの財政運営は可能であると主張しておりますが、果たしてそうなのでしょうか。少子高齢化、人口減少社会は、もう確実にやってきました。移民でも受け入れない限り、10年、20年、30年先の人口減は確実になっております。農産物や工業製品のように途中で不足しているから増産はできないわけです。平成27年度の板倉町の出生数56人は、この56人の同級生は10年後、50年後も変わりません。人口減少、特に納税者の減少、減少しても道路、河川の維持を初め公共施設の維持などは従来どおり変わらないはずですが、この人口減少に比例して行政経費が低減するということはないかと思うのです。

そこで、人口減少と行政経費低減の関係には公式みたいなものはないかと思うのですけれども、その関係についてどのような見通しを持っているか、お伺いしたいのですけれども、これどなたですか。企画財政課長ですか。人口減少と行政経費の低減の関係についてお伺いしたいと思うのですけれども。

○荒井英世副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 議員ご質問の人口減少と行政経費の関連でございますけれども、今現在地方創生におきまして、総合戦略並びに人口ビジョンの作成をしております。その中で、本町の人口の動向としましては、平成22年には1万5,700人が30年後には1万2,200万人まで減少すると推計されております。その間、総合戦略におきましてさまざまな取り組みを実施し、人口減少の抑制を図るのですが、それでも人口規模を1万3,800人に確保するということが精いっぱいというふうなことで今人口ビジョンのほうを作成しております。その中で、地域経済に影響がある生産年齢人口、15歳から65歳までの人口でありますけれども、平成22年には1万人強の人口が30年後の平成52年には3,000人弱も減るといように見込んでおります。

そして、この人口ビジョンの中では、人口の変化が地域に与える影響としまして3つの観点から分析をしております。1点目が地域経済への影響であります。人口減少がこれから継続しますと、生産年齢の人口の減少や地域内の消費の減少、それに関係します町内総生産の減少も見込まれております。地域経済の成長が低下すると分析をしております。さらに、税収が減収し、社会保障関連経費も増大すると分析をしております。本町の財政には大きく影響すると考えられております。次に、地域コミュニティへの影響であります。人口減少と高齢化の振興によりまして地域活動の地域防災・防犯にかかわる担い手の減少、地域コミュニティが集落活動に支障が出ると分析をしております。3点目ですが、地域産業への影響がございます。人口減少によりまして農業の担い手や商業施設の撤退及び生産年齢人口の減少による地元企業の後継者不足が発生するというふうなことで分析をしております。

ご承知のとおり、これらは本町のみではなく、全国的な流れということをご承知のとおりであります。先ほどの本町にかかわります影響でございますが、当然でございますけれども、人口が減ることによりまして税収が減る、経済的に低迷するということになります。ただし、やはりある程度の行政の経常経費はかかりますので、経常収支比率が上がるというようなことは懸念されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 この平成の大合併で成果が上がっていないと。成果が見えていないという声を聞いているのですけれども、親子の同居でも企業の合併でも市町村合併でも、プラス面、メリットがあっても評価せず、マイナス面、デメリットだけを指摘するのが人間の特性ではないかと思うのです。この合併の成果が上がっても、あるいは自分の所得が増えても満足しないのが限らない欲望を持っている人間の特性ではないかと思うのです。自分の心に当てはめてみれば理解できるはずで、消費税10%の引き上げも再延期と。国の財政再建策もその場しのぎ、場当たり主義であることはよくこれわかっていると思うのです。この西暦と年号がまじり合うと混乱してしまうのですが、たしか小泉内閣のとき、平成20年、2008年を目標にプライマリーバランスを黒字化すると断言し、地方自治体に臨時財政対策債を発行させてまで、このプライマリーバランスの黒字化の実現に全力を尽くしたのですが、リーマンショックであつという間に財政再建の旗もおりてしまったのは記憶していると思うのです。

そして、今この安倍内閣が誕生して、今度は平成32年、2020年を目指してのプライマリーバランスの黒字化を目指しておりますが、先日の消費税引き上げ再延期で、その雲行きも怪しくなっているのではないのでしょうか。その結果、どうなるかといいますと、地方財政にそのしわ寄せが当然及んでくると思うのです。地方交付税のカットとか、各方面に影響が出てくるのではないのでしょうか。企業誘致で税収アップを図ろうと

しても間に合わない。これ焼け石に水ではないかと思うのです。例えば、ニュータウンの産業用地が完売したとして、どのぐらいの固定資産税が見込めるのでしょうか。建物、設備に関する固定資産税の算出は現状では難しいと思うのですが、土地だけの課税評価はできると思うのです。一般論として、大ざっぱに推計していただきたいと思います。完売したと仮定して、土地、建物、償却資産別に大胆に推計してみてください。ちょっと難しいですか。できなければ、いや、土地だけでもいいですよ、土地だけ。土地だけの固定資産税だけでも、産業用地の土地の固定資産がどのぐらい上がるかということを示していただければと思うのですけれども、これは税務課長ですか。

○荒井英世副議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

産業団地の土地の調定額ということで、現在会社が既に入っているところと、まだ入っていない土地というものがございます。いずれにしましても、その土地の税額等を計算しますと、産業団地の全体として4,300万円前後の調定の見込みとなっております。

以上です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 これは土地が全部売れたとしての固定資産税の見込み額ですよ。それでは、今年度、平成28年度にニュータウンの産業用地に進出している企業の土地、建物、償却資産の課税額というのはどのぐらいになっていますか。現在の、今年の課税額。

○荒井英世副議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですが、建物、土地、あと償却資産全て含めまして、28年度の調定額につきましては、3,300万円程度の調定額となっております。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 3,300万円ほどの課税額は、旧優遇制度といいますか、土地の優遇制度の適用を受けている企業の課税額なののでしょうか。その3,300万円の課税対象は、旧優遇制度に基づいて購入した企業の課税額なののでしょうか。

○荒井英世副議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問でございますが、その制度にのっとった会社の調定額となっております。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 旧制度とか新制度というのわかりにくいですが、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業というものの対象を受けている企業ですね。この優遇制度、約3,300万円を受けている企業の税収は、町の税収にカウントするのは当然ですが、そうしますとその3,300万円の課税額の75%、4分の3が交付税から減額されますよね、カットされますよね。そうしますと、実質収入は、実質収入といえますか、町の税収は、その3,300万円の25%の4分の1の800万円程度となるわけですね。しかも、その優遇

税制を利用しますと、課税額全額企業に返還しなくてはならないという仕組みになっておるわけです。その仕組みをわかりやすく数字に置きかえて示せば、3,300万円と割り算が難しいから4,000万円と仮定して計算します。いいですか、峯崎課長。3,300万円ではなくて4,000万円というふうに仮定すればいいかなと思うのですけれども、その数字に置きかえると、4,000万円の課税して税収が上がりますと、その4分の3、75%、3,000万円が交付税からカットされていますよね。板倉町の実質税収は1,000万円ですよね。なおかつそこから企業に4,000万円の返還しなければならないわけですね。そうすると、算数でいけば4,000万円マイナス3,000万円マイナス4,000円でマイナス3,000万円と。税収効果どころか3,000万円の町の負担になってしまうわけです。それが5年間続くわけです。優遇制度は5年間適用されるわけですから。そうすると、1億5,000万円の持ち出しになってしまうわけです。損失になるわけです。それを回収するのに6年目以降、1,000万円ずつ税収が上がるとすると15年かかるわけです。そうすると5年間損失して、それを取り戻すのに15年かかって、20年目で収支とんとんということになるわけです。それで、21年目から税収効果があらわれることになるわけです。この仕組みというか、この算式で間違いはないですか、課長。

それから、参考までに、今進出している企業は、この旧優遇税制が適用される企業なのでしょうね。お願いします。

○荒井英世副議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですが、まず対象となる会社につきましては、旧優遇制度の対象の会社となっております。また、将来的な税収の推計でございますけれども、基本的には議員のおっしゃるような推計になっていると思います。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 20年後の税収効果では、これはまずいということで、2年前でしたか、新しい優遇税制に変更して、これから進出する企業はその適用を受けないということになっているわけですが、それでもこれから進出する企業に対しての優遇制度でも、5年間は税収はゼロということになっておるわけですね、これから進出する企業についても。参考までに、板倉工業団地、それから岩田の流通団地の固定資産税についてどのぐらいの税収が入っているか、お伺いしたいのですけれども。

○荒井英世副議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

板倉工業団地、板倉流通団地の固定資産税の収入ということでございますが、板倉工業団地につきましては、おおむね1億5,000万円程度、板倉流通団地の固定資産税につきましては、5,000万円程度の税収ということで近年推移しております。岩田の流通団地です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 岩田の流通団地なんて見ると、随分建物がいっぱい建ち並んでいるのを見ると相当税収が上がるような錯覚をしてしまうのですけれども、実質は5,000万円程度なのですね。板倉工業団地でも1億5,000万円程度だと。そのうち1社で1億円ぐらい払っているというふうなことも聞いているのですけれども、だから固定資産税というか、工業団地をつくって税収アップをしようとしてもなかなか実質的な

収入は見込めないのですよね。岩田の流通団地が5,000万円上がったって、実質町の税収効果となるのは4分の1でしょう。板倉工業団地が1億5,000万円上がったって、その4分の1です。5,000万円と1億5,000万円足すと2億円ですけども、町に実質税収効果となってくるのは5,000万円です。ないよりはいいですけども、5,000万円という金は大きいのですけれども。だから、思ったほど入っていないということなのです。

そこで、これは財政課長にお聞きしますけれども、税収効果が100%上がるのには、やはり満額手取り税収になるには不交付団体にならない限りは税収効果が100%は上がらないのですよね。そういうことですよ。課長、お答えいただけます。

○荒井英世副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 税収が100%町の財源になるには不交付団体になる必要があると思います。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 では、例えば板倉町が、27年度決算はまだ出ていないのでしょうかけれども、26年度決算に基づきますと、不交付団体に到達するまでには、自主財源というか町の税収があと何億円ぐらいあれば不交付団体になるのでしょうか。億単位ぐらいの話で出してみてください。

○荒井英世副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 平成27年度の財政で申し上げますと、27年度分でおおむね18億円の追加が必要になります。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 この不交付団体になるまでには、あと18億円の税収が必要だと。先ほどニュータウンの産業用地の税収は、まだ完売していないから、私の推計で大ざっぱに申しますと、あれが全部完売して、建物ができて、設備ができて、埋まったとしても、最大見ても3億円ぐらいな税収になるのではないかなと推計します。そうしますと、あの程度の産業用地があと6個ぐらいできないと、この18億円の税収効果とはならないわけですよね。農林省がそんな用途変更を認めるはずもないでしょう。仮に認めたとしても、工業用地の売却ができるでしょうか。今でもニュータウンの産業用地は50ヘクタール足らずですよ。その売却に何年もかかってまだ売れていないのですから。苦戦しているのですから。それを数倍の200ヘクタールとか300ヘクタールの用地を売却するのは、これ夢物語ですよね。しかもその夢物語が実現したとしても、税収効果は10年、20年先にしかあらわれてこないのです。企業誘致で財政基盤の強化策は、首長選挙の選挙戦術としては、金太郎あめのごとく、定番の公約となっておるわけですが、この成功例は全国を見ても少ないようです。夢を語っている間に人口減少社会が先にやってきます。

人口減少と行政経費の低減は比例しないという視点で考えれば、1市1町より1市2町、1市4町、さらに大きな規模の合併が望ましいのはこれは当然です。受験でも就職でも、第1、第2、第3、第5、第7志望と最初はいろいろあるわけです。そういう中で妥協しながら、可能性のある、実現性のある選択を皆してきているのだと思うのです。そうでないと、一生浪人して就職もしないまま一生終わってしまうということになってしまいますよね。館林と板倉町の1市1町と、館林、板倉町に明和を加えた1市2町の合併を比較

してどれほどの違いがあるのでしょうか。数字に置きかえれば、5足す1は6です。では、5足す1足す1は7です。6と7の差がどれほどのものなのでしょうか。大差はないと思うのです。規模のメリット、デメリットを論ずるに値する数字とは思わないのです。

では、明和町を含めた1市2町の合併にこだわる理由は何なのでしょう。それは明和町が合併を反対していることを承知しているからでしょう。合併協議会設置の不成立を見越して1市2町合併論を展開しているのではないのでしょうか。言いかえれば、合併協議会を立ち上げさせないためには、合併反対の明和を町が必要なのです。ということは、1市2町の合併論は、合併反対と中身は同じで同義語と言ってよいのではないのでしょうか。

次に、合併すると行政サービスが低下するのではないかと。地域間格差が生じるのではないかとか、不公平なサービスを受けるのではないかとかという不安の声もあるようですが、日常の行政サービスは総合支所を設置して対応するでしょうから、従来どおりの住民に不便をかけることはないと思うのです。また、この周辺部は差別を受けるのではないかと心配している、そういう指摘をしている方もおりますが、現代は江戸時代や明治時代と違って、顔パス行政は通用しないはずです。北朝鮮や中国とは違うのですから。今は網の目のように張りめぐらされた行政法のもとに、行政が運営しているはずです。しかも職員は公平公正に法律に従って職務を遂行することを宣誓して皆入職しているのですから、そういう考えはないと思うのです。ですから、そういう差別を受けるといような心配はないかと思うのです。

そこで、職員の方にちょっとお聞きしてみたいのですけれども、高瀬課長、根岸福祉課長に伺いたいのですけれども、合併すると行政サービスの低下や地域間格差が生まれるのではないかという住民の不安、心配をどのように受けとめているのか伺いたい。高瀬課長、根岸福祉課長の順でお伺いいたします。簡潔にお願いします。

○荒井英世副議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 合併すると地域住民の意見が反映されなくなって、周辺部は取り残されるのではないかというようなご意見でございますけれども、逆にそういったことが起こらないように、合併する前に行政で行っているいろんな分野が協議会で話し合われるというふうに思いますので、周辺部が取り残されるというふうな、そういったことはないのかなというふうに思っています。また、そういうことがあってはならないというふうには思っております。

以上です。

○荒井英世副議長 根岸福祉課長。

[根岸光男福祉課長登壇]

○根岸光男福祉課長 基本的に行政が行う事業につきましては、住民の要望、また優先順位、また地域バランス等を考慮して、平等に行政サービスは行われると思いますので、地域よっての極端な格差というものはないものと思っております。

以上です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 板倉町も60年前合併して、4村が合併したわけですがけれども、それほど地域間格差

が生じているようなことはないと思うのです。今は皆、明治時代なんかとは違って、顔パス行政とか、そういうのは通用しない時代だと思うので、そういう心配はないのではないかなと私も思っております。

次に、6月1日に正式に発足した法定合併協議会の運営について、現時点でわかる範囲での説明をいただきたいと思うのです。これは当たり前のことですが、具体的な事項は今後協議会の場で協議検討されることになるのでしょうか、そうはいっても館林、板倉町間で全く白紙で、事前の調整もなく、法定合併協議会に臨むことになるのでしょうか。例えば、新設か編入かの合併方式のような基本的な具体的事項も事前調整もなく、法定協議会の場に白紙の状態を持ち出されるといいますか、提案されるのでしょうか。これ前例もあると思うので、そういうことも参考にして、わかる範囲でお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いたします。

○荒井英世副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 合併協議会の協議の中でも、この合併の方式、いわゆる新設か編入かというふうな選択につきましては最重要項目とされております。現時点では、合併協議会の事務局が設置されております。その事務局と協議会の間に幹事会というのがございます。幹事会というのは、両市町の職員3名ずつ、計6名で組織をするものであります。これは事務局が作成しました資料を幹事会のほうである程度承認し、協議会のほうに上程をするというような仕組みになってございます。先ほど議員おっしゃる白紙の状態での合併方式の協議について協議会へ出すのか。その白紙という意味がちょっとわかりかねますけれども、合併方式、新設と編入で合併した場合の比較、違い等については、当然資料としてお示しすることになるかと思えます。その上で、合併協議会で一から協議していただくものと私どもは考えております。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 法定合併協議会の仕組みは、今説明されたように、まず事務局があって、その間に幹事会というのがあって、その事務局、幹事会である程度の検討された事項が合併協議会の場に出て決定されると思うのですけれども、その場合、これちょっとこういうふうな決まりがあるかどうかはわからないのですけれども、合併協議会での協議事項の議決方法といえますか、方式、どのような方法がとられるのでしょうか。例えば、満場一致なのか、あるいは多数決なのか、何かほかにいろんな方法があるのか、その辺のところはどんなことになっているのでしょうか。これやはり先進事例もあると思いますので、そういったものを参考にして説明いただけますか。

○荒井英世副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 合併協議会の中で協議される事項は、かなりの件数、案件に上るというふうに予想をしておりますが、原則としては議員全員の承認が必要であるというふうに考えておりますが、それでは協議会の内容等によっては前へ進まない場合があります。したがって、合併協議会規約の下に、協議会運営規定というのを設けることになってございます。これは第1回合併協議会において、委員さんの承認を得るものであります。その中で協議会運営規定の中で、その協議会の協議の承認といえますか、それらについてもある程度の事項が決められると思います。規約上は、委員全員の承認というのが原則となっておりますが、運営規定により若干の、その辺を皆さんで話し合ってくださいというふうなことになるかと思

ます。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 合併方式、新設合併とか編入合併についての比較対照表というのは、議員には全員、集約したものをいただいておりますけれども、新設合併と編入合併は内容にそんな大きな違いはないと思うのですが、言葉の響きが悪いのですよね。新設合併を別名対等合併と言うと。編入合併を吸収合併とも言う。新設すなわち対等合併という言葉は問題ないのですけれども、編入イコール吸収合併となると内容はともかく、その言葉の響きがすごく悪いのです。不公平、不平等感を受けるのではないかというふうな、そういう雰囲気醸し出しているのです。新設合併と編入合併とに大きな差はないと思うのですが、皆さんが心配しているような編入合併をした場合にはどんな不利益が、新設合併と比べてあるのだろうか、考えられるのだろうか。あつたら1点でも2点でも、こんな点があるのではないかというふうな不安、心配があつたら探し出してみてください。なければいけないでしょうと言って答えてもらっていいのですけれども、どうですか、小嶋課長。

○荒井英世副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 この合併の方式、新設か編入かということの違い、もしくはメリット、デメリットということであろうかと思っておりますけれども、基本的には合併の方式に関連する協議項目が幾つかございます。当然新設合併と編入合併による比較というのがございまして、主な協議事項の中には市町村の法人格というのがございます。新設では、その合併に関する関係市町村の法人格がなくなって、新たに法人格ができると。要するに、合併する2つの市町村が一時法的にはなくなるというような手続になります。編入については、合併する市は残って、編入される市町村については法人格がなくなるというふうなこと。あとは、新市の名称、通常新設では新たな名称を考える。編入では、編入をする側の市の名前を使うというのが多くあるというふうなこと。そのほかにも事務所の位置、要するに役所の位置ですね。それと市町村長等との失職関係、条例関係の改廃の関係、それと議会議員の関係等がございまして、基本的には合併の方式以外の協議事項が数多くあります。それらにつきましては、合併法の方式とは関係ございませんので、基本的には新市基本計画及び住民のサービス、住民の福祉等による協議につきましては、どちらの方式をとっても同じものになるというようなことは今までの先行事例として挙がっております。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 今までに合併をしている市町村は、本当に千単位であるわけですから、その中で新設合併をしているところと編入合併しているところの割合はどうなのでしょう。半々ぐらいな感じでしょうか。それほど不利なことが生じるというのであれば、その編入合併をすることもなかったと思うのですけれども、している事例もいっぱいあるのですから、言葉の響きが吸収合併というとか何か差別を受けるのではないかとかという、そういう心配をされるのはわかるのはわかるのですけれども、そういう数多くの事例もあるわけですから、そんな問題はないのかなと私も思っております。こういう資料を見ましても、編入合併のほうがスムーズに進行していくと。新設合併ですと一々仕切り直して、その事項、事項を検討しなくてはならない。編入だとスムーズにいくということが、そういうのが先進地の前例に載っていますけれども、そんな大きな問題はないのではないかなと思うのです。

そこで、次にお聞きしたいのは、合併問題のような町の将来を決定づけるような重大な判断は、住民投票という直接民主主義で町民の意思を確認することができるという制度もあるわけです。これが民主主義の最も理想的な考え方であるということで地方自治法にも規定されております。ただ、住民投票は、憲法改正のような国民投票のように自動的にやらなければならないという規定がないわけです。誰かが発議しない限り自動的に実施されません。町長、議員、町民、いずれもこの住民投票の発議権を持っておるわけですが、今の日本は間接民主主義、今の日本ではない、世界中がそうですけれども、代議制度をとっておるわけです。4月21日に臨時議会で法定合併協議会設置を賛成多数で議会も議決した以上、また住民投票、議員が発議するということは自己矛盾に陥るわけです。自己否定にもなるわけです。町長も提案権あるわけです。発議権あるわけです。町長がするのもおかしいようなことになっておるわけです。そうすると、自然な流れとして、これは住民発議の直接請求で住民投票を実施する方法しかないと思うのです。有権者の2%、約250人の署名で住民投票条例制定を町長に請求できるわけですが、その場合、発議者が住民投票条例案も作成して、それを添えて請求することになるのでしょうか。これは総務課長か、お願いします。

○荒井英世副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいまの青木議員のご質問の関係ですけれども、議員がおっしゃいましたように、住民が直接政治に参加をするということで、地方自治法の中で直接請求権という形で4つの形で保障されております。今回ありました住民投票に関するものと、監査請求、それとリコールに関するものがありまして、それぞれ要件としまして、今回かわります住民投票の直接請求ということで申しますと、有権者の50分の1の連署を添えるということが要件となっております。連署ということは、要するに署名ということなのですが、その署名を提出するに当たりまして、事務的にはちょっとその前の幾つかの段階を踏まえて、最終的に町のほうにそれを請求書と一緒に添えて出すという形になっております。では、何が必要かといいますと、まず条例案、それと条例制定の請求書、それとただいまの請求に当たりましての交付申請と、あとは署名簿ということで、それらの形を、これは最終的な段階として町に出すのでありまして、その前にいろいろな審査等の各種手続が入っております。

雑駁ですが、以上です。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 今課長が説明されたように、住民発議による住民投票を目的とする住民投票条例を設置を町長に請求する際には、その条例案の内容も発議者が作成しなければならないと。その作成した住民投票条例案が議会に付議されて、議会で賛成多数で可決されると。その後はどういう流れ、どういうプロセスを経て住民投票の実施となるのでしょうか。それは選挙管理委員会が実施されるのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○荒井英世副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 こちらの請求に関しまして、提出先は町になります。長になります。請求があつてから20日以内に議会の招集を行います。そして、意見書をつけた条例案を提出すると同時に、議会の審議を可決するのか否決にするのか行いまして、その結果を町としては告示をするということになります。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 議会で可決されれば、町長のほうに結果が来て、町長はそれに基づいて選挙管理委員会に選挙を委任するという感じになるわけですね。それで、条例の中身の請求をする際に、条例を成文化したものを出すわけですが、そこでは投票日だとか住民投票の運動方法とか、あるいは住民投票の成立要件とか、あるいは投票結果の尊重の方法とか、そういったものを作成して提出されるのだと思うのです。そういうことでよろしいですね。

次に、先ほども言いましたように、国の骨格を定めている憲法を改正するには、国民投票の実施が定められております。これは憲法で定められておるわけです。町の将来を左右するような重大な判断を必要とする合併問題についても、住民の判断を示す方法が、先ほど根岸課長が示したように、地方自治法でも74条に直接請求として規定されておるわけです。ただ、憲法改正の国民投票と違って住民投票というのは、先ほども申し上げたように発議者がみずから動いて請求しない限り、これ動き出さないわけです。課長からも説明があったように、50分の1の有権者の、50分の1の人の署名をもって発議すればできるわけです。住民投票は誰でもできるわけですが、また誰かが発議して請求しない限り、これは実施されないわけです。ぜひこれ誰かが住民投票を実施して、発議していただけることを私も期待しておるところです。

そこで、法定協議会の協議中に仮に住民投票が実施された場合、その結果がどうであれ、住民の意思を尊重しなければならないと思うのです。その住民投票の結果は、法的拘束力や強制力はないそうですが、民主主義のルールとして尊重しなければならないと思うのです。そういう結果が出た場合は、町長に伺いたいのですけれども、結果について町長はどのようにそれを尊重されるか、受けとめるか、お伺いしたいのですけれども。

○荒井英世副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 仮定の話で非常に答えにくいわけではありますが、結果そのものがどういう形、極端に言えばはっきりと示しているか、いわゆる賛成、反対の格差があるか、どのくらいあるかとか、いろいろ判断に難しい場合もあるのかなとも思います。やはりその時点で私だけの判断ではできない場合ももしかしたら、例えば1票違いとか10票違い、1,000票違いとか、ケース・バイ・ケースであるわけでありまして、一番の問題点は、表見的には非常に難しいのですが、住民投票は尊重しなければならないという法があるわけです。この間の合併特例法の関係の住民投票は、出されたらそれを法的に拘束力があって推進しなければならないという、その違いですね。なぜ法が尊重しなければならないというふうに、今後の住民投票ができていくかということは、間接民主主義制をとっている、いわゆる我が国の、我が町もそうですが、町民の代表で直接大統領制的な、私の立場、町長、間接民主主義の、いわゆる議員さん、両方で町民の信頼を得ている、この型のほうが基本的には、いわゆる判断の正確度は高いと言わざるを得ないからそういった制度をとっているわけですし、それらを含めて、その差によってどちらを尊重するかというのは、今の時点では断言はできませんが、明確に例えば賛成に対して反対が多ければ、それは言わずとも民主的な世の中でもありますから、そういう判断をするべきであろうということぐらいは今の時点では言いますが、そういう意味では逆に少数の差であれば、人に、全く合併に関心がなくて、ただ自分の友達が反対だからという、それだけで町の将来も考えずに投票する人も1票、真剣に考える人も1票ということも含めて、住民投票というのはある意味では

民主主義の、いわゆる錦の御旗みたいなものもありますが、逆に言うと扇動主義に陥られる可能性もあるということで、それらも含めて慎重に対応する必要があるというふうに考えております。

○荒井英世副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 時間かい。

○荒井英世副議長 そうですね。あと二、三分です。

○12番 青木秀夫議員 日本はね、日本ではない、これは世界中が間接民主主義が理想的な仕組みだということで、世界中、日本だけの社会においても、どんな社会においても代議制といいますか、それがとられておるわけですから、同窓会の会でも、あるいはPTAの会でも自治会でもみんな代議制という間接民主主義がとられておるわけですので、ただそれを補完する意味で、重要なことに関しては、時には町民全員に聞くというのも一つの方法もあるのだよということで制度があるわけで、その結果が拘束力、強制力がないわけですけれども、出た場合には尊重しなければならないのが、これは民主主義のルールだと思うのです。今町長が言われたように、まだ仮定の話ですので、結果がどうなるか全くない、雲をつかむような話なのですけれども。

それともう一つは、これは出た場合に合併協議会がスタートして、進行していくわけですね。その進行している中でのそういうものが出た場合は、非常に難しい判断にもなるわけですので、余り合併協議会がゴールに近づいたころにそういうのが出ると非常に困るので、もしそういうものをやられる方がいるのであれば、早目に出してもらったほうが参考意見にしやすいのかなと思うのです。そんなことも含めて、ぜひ住民投票を希望されている方はしていただければいいのかなと思うのです。

時間も来ましたので、大体質問も終わりましたので、この辺で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○荒井英世副議長 以上で青木議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時00分)

再 開 (午前10時15分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[2番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○2番 針ヶ谷稔也議員 議員番号2番の針ヶ谷です。通告書を提出してありますが、昨日町長の出馬表明がありましたので、通告書にはないのですが、町長に対して幾つか質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。後の市川議員のほうでもまた町長に対しての質問があると思ひますが、できるだけ重複しないように聞けていければと思ひますので、お願ひします。

まず、私が板倉産の人間ではないということは皆さんご存じだと思うのですが、私も板倉町に来てはや14年たちました。板倉に来まして、結婚を機に来たわけですが、いろいろな人と出会わせていただきまして、予想もしないような経験、いろいろな経験をさせていただきました。総合的に考えて、一言で言うならば、私は板倉町が好きであります。現時点、さきの町長選の出馬表明されているわけですが、聞くに及ばざらぬと思うのですが、町長に対して質問させていただきますが、町長は板倉町のことをどう思っているのでしょうか。好きでしょうか、どうでしょうか。その理由もお聞かせください。

○栗原 実町長 板倉町は好きです。理由は、議員も申ししていないので、私から申し上げる必要はないと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 もう一点、先ほども青木議員のほうからありましたけれども、昭和30年2月1日で板倉町は、西谷田、海老瀬、大箇野、伊奈良の4村が合併して誕生した町であります。去年は60周年の記念式典も行われました。計算が合っていれば、当時町長は記憶をするような年齢だと思っておりますけれども、そのときの記憶もしくは感想なら、合併、自分が住んでいた村がほかの村と合併をするということを体験なさったわけですが、印象だとか記憶だとか感想があればお聞かせいただきたいのです。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 逆算すると8歳ぐらいというふうになるのかなと思いますが、改めて記憶はございません。生まれたときから現在の東西南北、話としては旧伊奈良村とか西谷田村とか、昔、この間まではこうだったというふうな話は聞きましたが、実体験として記憶に残っているのは、村のときの役場がうちの近所にあったとか、その程度のものでありまして、何ら合併した後の悪かったとか、遠くなったとか、粗末にされたとかという話は一切聞いておりません。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 私の実家のほうも平成の大合併でやはり合併をした地域であります。先ほども新設合併、編入合併というふうな話がありましたけれども、どちらかというと編入合併という形ですが、その時期に私はもうその地におりませんで、群馬のほうに来ておりましたので、なかなか合併を体験するという機会に恵まれておりませんので、今感想のほうをちょっとお聞かせいただきました。

ご存じのとおり、去る6月1日に館林との間に調印が行われて、法定合併協議会が正式に発足をするという形になりました。この後、7月に初会合というか協議会が行われる予定であるようですが、ここに至るに当たりまして、事の始まりは、去年の12月16日に住民発議の法定合併協議会設置請求というのが町に対して提出されたというところから始まるのかなと思うのですが、その後、館林の議会で承認されて、板倉の議会でも承認がされて、正式に6月1日を迎えたという運びかなと。これは皆さんが記憶していることだと思います。今回、この住民発議というものは、もともと合併特例法というのは昭和40年にできたようなのですが、住民発議が法律上認められるようになったのは、1995年、平成7年の改正からだそうです。ここで有権者の50分の1以上の連署をもって法定合併協議会の設置を市町村に直接請求できるよう住民発議制度が創設された。その後、平成17年に合併新法にも変わったのですが、その後もその条文は引き継がれているということで、今回正式に受理をされて、こういう運びになったというのが大まかな流れ

のようであります。通常は、この住民発議の法定協議会を設置する前に、任意協議会や研究会など事前の活動があって、そこである程度意見がまとまって法定合併協議会の設置請求が行われるというのが大まかな流れのようですけれども、今回本町ではそういったこともなく、突発的という表現が正しいかどうかわかりませんが、住民発議で提案をされたということです。

以前に当議会でも、合併問題調査特別委員会というのが平成15年度から設置されまして、我々が入る前まで、平成27年の4月までは合併問題調査特別委員会というのが置いてありました。ご報告では、その間に会議が2回と、平成15年に2回ほど他町との情報交換会を行ったという記録があるようです。町長は、私の12月の一般質問に対して、6月議会ですか、青木議長に背中を押されて1市1町合併に関するアンケートを実施したと。また、町長はマニフェストにもその合併について掲げてあり、合併に前向きであるとも発言なさっている。

そこで、町長も懐かしいかと思うのですけれども、コピーなのですが、覚えていらっしゃると思うのですが、マニフェストがあります。合併問題というのが掲げてありまして、前町長の取り組み、マニフェストを否定された後、内容を読んでみますと、前町長に対しては、今まで全く進展がない中、町民の皆様意向も聞かない独断の公約と考えますというふうに否定してあります。栗原町長は、情報提供をして、町民の皆様の意向と利益を第一に正面から取り組みます。もう一つは、合併対策推進室を設置し、スピーディーに進めますという表記になっております。

お尋ねいたします。合併対策推進室ということは今までに設置されたことはありますか。されたことがあれば、どのようなことが検討されたか教えていただきたいのですが。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 前回の無投票の町長選の当選をさせていただいたときに、町長の公約度の確率は何割だという質問がたしかあったと思います。おおむね9割以上は、本当は100%取り組んだのは取り組んだのだけれどもみたいなことを前提に、何とか9割ぐらいの取り組みの姿勢は評価いただけるかなと思っていると。当然ですから、設置もさせていただきましたし、それらをもとに、設置をしたことを出発点として、いわゆるアンケートとか調査活動も行って来たということでもあります。先ほど平成15年に2回ほど協議が行われたとか行われなかったとかというのは、私が就任する以前でありますので、全くそういった以前の問題は、話し合いがあったとかなかったとかというのは承知しておりません。

私は、そういう意味で、時折、既にこの場を去られた議員さんもいますが、先輩の議員として。そういった皆さんの前でも、議会としてぜひ真剣に議論をしていただきたいとか、しかも特別委員会も持っているのだからということも含め、何回か誘い水といいますか、お話を申し上げ、その流れの中で水面下で1市1町でも栗原君、どうだろうかという非公式の話し合いも何回かありましたよということも報告もいたしてありまして、それを含めて私は基本的には、多分青木現議長の話を知ると、1回ぐらいはやったよという話は、合併特別委員会は1回ぐらい開いたよということは伺ったのですが、私の記憶としては、開くよ、開いたよ、その中身はこうだったよという報告もございませんでしたし、したがって今日まで合併の議論を、例えば聞いて、今参加されてみると、必ず要所、要所で全て議会の議決が必要なわけです。いわゆる議会の中で話し合いすら持たれないという認識でございましたので、そういう面ではスピーディーに推進するということにつ

いて、議会で多分オール反対だろうというようなイメージを持っておりましたので、スピーディーに進めたくてもスピーディーにはできなかったという事実は反省点としてございますが、そういう意味では今回、前町長も含めて、合併は前町長も3年以内にやる。だけれども、ではどこでそういう議論をしたのですか。独裁ではないですかという、例えば。それよりも、もっと言えば、前町長さんはその前、我々が郡部の首長さんと接触しては、板倉の町長さんは反対だよと。意向は反対げだよというけれども、最後のマニフェストで、数合わせというか、抱きつき作戦だったのかどうか、合併賛成論を打ち出し、しかも3年以内に合併をするという、そのマニフェストに書き込んだとおり、それを調べ抜いて事実を比較した私の出した書物ですから。そういったことに対して町民が下した審判が、今日の私のある位置になっているのではないかというふうに考えております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 残念なのは、議員の合併問題調査特別委員会というのが、我々が議員になったときに廃止になった点と、もう一つは町長がおつくりになった合併対策推進室というのがもう少しやはり継続的に審議を重ねていけば、今回の問題というのもそんなに大きな問題というか、余り異論なく進めていったのかなというふうに思っておるのですけれども、町長はマニフェストの中でも情報提供をしまして、町民の意向と利益を第一に考えてというふうに書いてあります。今回の住民発議は、647名の有効署名人の署名とともに提出してありますが、過程からいうと住民のほうから、今の板倉はだめだと。館林に助けてもらおうではないかというような、我々議員を含めて行政全般を否定されたような印象を私は受けているのですけれども、その辺は町長のお考えはどうでしょう。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 現状の板倉を否定するよりも、これから先もっと板倉の、いわゆる例えば名前が変わろうが、形が変わろうが、やはり昭和の大合併も含めて、過去人生の経験を繰り返してきた流れの中で、最低限発議者あるいはそれに賛同した方は、今より、今の板倉町ではだめだというよりも、今よりもっといい形を追求すべきかと。その照査というか、証拠的には日本全体としても、この地域を見ても、加須市から羽生市から古河市から全て、近隣全て1市1町というところか1市5町、もっと大変なところ、もっと大きなメリットを求めて推進してきている、実現をしてきた実態を見まして、先ほども前一般質問者の青木氏からありましたように、今後の板倉町を考えたときに、歯の浮くような、私も方法論が、方法がないですから、少しでも今よりよくするためには、あの土地を何とかしなくてはならないから、その方法の、一番今の時点で考えられるのは企業誘致だということも含め、一生懸命骨折っておりますが、先ほどは焼け石に水というような評価を。私も当然、でも方法がないのです。そういう形の流れの中でやってきて、もう少しやはり、例えば後の質問で述べますが、私1人だけでも就任してから、私だけの本当の判断でやった、私の身の回りのことでも8年間で1億5,000万円ぐらい、給料カットから、専属運転者を雇わないとか、高級乗用車を乗らないとか、いろんな公約させていただきました。私自身が、ほかは何もしなくても、首長1人の判断でも1億5,000万円程度のカットはできるわけですから、それが企業誘致にしたら何社分になるわけですよ。ということも含め、行政改革というのは、そういう意味ではやはり徹底的に追求をしていかななくてはならない。その基本的なものは、これから人口減少と、いわゆる納税者の減少が大きく、ですから私は反対論を唱える人

のほうが先々の幸せを、こういうメリットがあるということを、感情論ではなくて語るべき責任が、むしろ反対を言う人のほうが町民に対しての責任が重いというふうに断言を、今までも来ているわけであります。ということで、答えになるかどうかわかりませんが。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 お一人で1億5,000万円の……

〔「一人じゃない、後で述べます」と言う人あり〕

○2番 針ヶ谷稔也議員 はい。というお話で、先ほども青木議員のほうから企業誘致を絡めて税金の話もありましたけれども、なかなか税金を得るのも難しいというような現状もあるようです。これが館林と合併をしたときに、板倉の物理的な位置関係というのは、これは合併しようがしまいが変わらないわけです。そこにある施設や建物というの、これが名称は館林市の建物になるかもしれませんが、板倉町から買い物に行く、館林の商業施設に買い物に行く距離だとか時間というのは何ら変わらないのかもしれませんが。以前の質問でも、議員協議会の中で質問があったかと思うのですが、町長は対等合併を念頭に協議をするというふうにおっしゃっておいりました。館林の臨時議会で発議が承認されたわけですが、時間がありませんので傍聴に行きましたところ、館林の議員さんの中には板倉が館林に嫁に来るといった考えをお持ちの方がいらっしゃいました。また、そういう発言もありました。議場の中で異論や質問等もその辺に関しては出ませんでしたので、大方の方の考えかなというふうに私は認識をしました。結婚を例にとるのであれば、男女が会って新しい家庭をつくるというよりも、しきたりのある縛られた旧家に板倉町が嫁に行くというような印象すら受けるわけですが、こういった、確かに市長の考えではありませんし、議員1人の発言なのかもしれませんが、全体的な雰囲気を見たときに、館林全体がそういう考え方であったらどうしようと。そういった中で、町長がおっしゃるような対等、新設合併ということに対して、きちんとした発言をしていただけるのかどうか、その辺をお願いします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 館林の市議会の4月15日か14日だったでしょうね。

〔「15日ですね」と言う人あり〕

○栗原 実町長 そのときのものも一字一句全部残りなく、私は行きませんが、次ぐ日には全部目を通させておいておまして、そういった市議員さんの、1人の、民主系の議員さんだと聞いておりますが、発言があったことも事実であります。私が対等と、新設と言ったことは一回もございません。吸収と言ったことも一回もございません。今針ヶ谷議員の話を知っていると、針ヶ谷議員そのものは吸収合併を、既に館林市へ吸収されるみたいな。でも、そういったものも含めてこれから、両市で同じ立場で選んだ人が、しかも見識があり、広く住民を代表するような産業、商工会長、農協長、農業委員長、これが産業分野です。そのほかに教育長、それはほんの住民からすれば一握りではないかと言うかもしれませんが、議員さんも5名入っている。私が対等と言ったのは、例えば館林の市議会と板倉町の町議会が定数も違いますが、だから本当の平等というのは、定数に比例して振り分けるべきだという議論も館林の市議会ではあったそうです。

しかし、そういう意味で、大きい、でももともとは対等ではないのです。財政力も土地も人数も。でも、それを吸収とか新設とかという形はいずれにしても、内容を真剣に詰めるべきであるということも含めて、

強く事務局にも出発においてもそれを頭に置きなさいということも含めて、ですから館林の市議会も5人、板倉町の町議会も5人なのです。その方がみんな黙りこくって、町長が何言うかだけでは困るのですよ。皆さん代表者でしょう、選ばれている人も。反対なら反対でずっと論理的に述べ通せばいいではないですか。ということが自分の責任でしょう。反対と述べた人の責任は。ということも含め、そういう意味では議論の上で、あるいは町民の、いろんな1,000項目、大項目で100以上とか小項目になると、栃木市では二千幾つだったそうですけれども、1,000以上だという話も聞いていますが、そういったものを詰めるのにも、いわゆる発言の平等をしっかりとそれで。先ほども話が出ましたように、新設と吸収では名前が違って、イメージは片方は悪いけれども、全国的にもどちらも選んでいる自治体もありますし、実態は何ら変わりはないということもあるわけですから、それは全体で話し合った結果で、私がこっちがいいと言うのはまだ時期尚早でしょうというのが、きのうの荒井議員の一般質疑でありましたが、答えた経緯でもあります。

ということで、しきたりでがんじがらめになった、旧家に嫁に行くようなものというイメージそのものは、館林も一応館林市ですよ。例えば1人の議員がそのようなイメージで言ったかどうかはわかりませんが、こちらも嫁に行くつもりはありませんし、対等でしっかりと話をしていくということを踏まえた上で、しかもその話し合いの第一義、一番最初に優先するべき考え方は、町民が今よりもいかに、これから先の時代を考えたときに、より幸せになれるだろうかということを考えて臨んでいきますとあらゆる記者会見の場所でもそういったことは述べておりますので、全く館林もうちのしきたりを全部押しつける、向こうのしきたりをですね、でなくては協議にならないではないですか。こちらが納得するまでは話しするのですから。ということで、その前に事務局も事務局同士ですり合わせ、違いがあれば違いの問題を何とか両者が納得できるような、自治体のプロとしての立場として調整もし、それがなお調整がつかなければ、例えば協議会で代表者がみんな出てくるわけですから、自信を持って合意ができるような形には私はいくのではないかとということでもあります。

ただ、私も初めての経験でありますので、最低、板倉の選ばれた12人か13人の中で、向こうでは黙っていて、こちらへ帰ってきたら、俺は本当はこうだったなんて言われるようなざまでは困るなということも含め、しっかりと議論をし、なおかつ、でも板倉町の問題として、12人、13人の中の、例えば過半数以上が、これはちょっとやはりもう少し真剣に考えなければという問題が起これば、そこで協議はストップしながら合意点を探るだろうし、なおかつ合意点が見出せなければ、では我々としても自信を持って進められないかもしれないと、この先。そのときには、選択肢としてそういう意味での住民投票もあるかもしれないということも含め、今は全部、かもしれないですから。それより以前に流れを見ていて、不満があれば、でも7万8,000人と1万5,000人の全体集会もできないでしょう、正直言って。ということも考えれば、やはりある意味では自分たちの選んだ議員さんと、いわゆるそういうお立場の方々にある一定の幸せを踏まえた上での議論をお任せいただく以外にないと。それが法で認められたシステムであり、とりあえずそういう方法でございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 私もしかししたら書類を提出する際に、冗談半分でも嫁にしてくれというようなことを誰かが口にしたことがあるのかなというふうな、へりくだったような状態で館林との交渉に入るのはちょっと大変だなと思っておりましたけれども、今の町長の発言でそれが否定されましたので、安心しております。

町のホームページを見ますと、合併協議会についてこのように報告があります。地方自治法第252条の2の2の規定により設置される協議会であり、合併することの是非も含めて合併に関するあらゆる事項、例えば新しい名称及び役所の位置、基本計画などの協議を行うために設置される組織です。なお、合併のための諸条件を協議し、決定していくための協議会であるため、合併協議会を設置した場合であっても、合併を行わなければならないということではありませんというふうに記載をされております。ほかの書類等も目を通しますと、本町もそうでありますけれども、任意合併協議会や研究会、勉強会での協議の積み重ねがないケースが大半で、協議会を設置しても合併に至らない事例が多く見受けられるそうですので、そういうことのないようにというのですか、きちんとしたやはり協議を進めていただく。その先に先ほど町長もありましたけれども、最終的に住民判断が必要であれば、住民投票等も用いながら決定ができればと思います。

今回、先ほども賛成多数で合併協議会が設置されたということだったのですけれども、今回の発議は法的なものもありまして、非常に時間な制限というか、いついつまでにこれをやらなければいけない。これまでにこれを提出しなければいけないというふうな制限が数多くありました。我々議員もなかなか住民のもとに行って話を聞いて、それを吸い上げていくといことは十分にできたのかなという反省点もあります。ですので、先ほども言ったように、そういう意味も含めまして最終的に何とか、どういう形か、住民投票がいいのでしょうけれども、そういった形で判断する機会があればいいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、企業誘致について質問をいたします。町長先ほどもマニフェストの話をしましたけれども、行政サービス向上のために財政力を高める必要があり、ニュータウン内の工業団地の早期完成と企業誘致の実施を、これもマニフェストでうたっております。先ほども青木議員の質問ですとか、先ほどの答弁の中にもその内容について幾らか触れてありました。

質問します。町長に就任されて8年間、何社ぐらいの企業を誘致されたのか。実績の報告をお願いしたいと思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 12社だと思います。それはタイガーカワシマさん。ニュータウン内ではありませんが、そういうことで今の時点で12社となっております。そのうち6社が既に創業している、7社になるか、このタイガーさんも入れれば。ということであります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 8年間で12社、既に営業を始めているのは7社ということで答弁があったわけですが、企業誘致、先ほどの青木議員の話の中にもありましたように、税収確保というのも企業誘致の一つの大きな目的ですけれども、もう一つ我々が期待しているのは、やはり雇用の問題かなと思うのです。やはりできれば多くの地元の人間を雇用していただきたいということなのですけれども、この雇用について、12社、7社が実績あるわけですが、12社分の予定も含めましてどれぐらいの雇用になるのか報告いただければと思います。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 既に創業しています7社と今後の創業予定4社等とあわせまして、正社員、パート合わせまして170名、そのうち80名を新規予定ということで、11社合計いたしますと580というふうな形で計画をされております。

[「580」と言う人あり]

○橋本宏海産業振興課長 はい。

[何事か言う人あり]

○橋本宏海産業振興課長 済みません、訂正します。

[「現在創業しているのが何人、これから4社が創業すると……」と言う人あり]

○橋本宏海産業振興課長 既に創業しています7社の雇用の状況が、正社員が120、パートが290というふうな形でございます。このうち町内の在住者につきましては、正社員、パートを合わせまして50名というふうな状況です。また、今後創業予定の4社等々を含めると、先ほど言いました正社員、パート合わせまして170名ということで580というふうな形でございます。失礼しました。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 板倉町中期計画等も含めまして人口減少の問題等議題に上るわけですけれども、今いる人間を外に出さない一つの方法として、やはり地元で育った子供たちが地元の企業で生活ができるような状態をつくるというのもそういった政策の一つかなと思うのです。いろんな形態でニュータウン内の工業団地も企業ができているわけですけれども、企業を選択する際に、そういった雇用面、雇用の人数が何人ぐらい、何人以上というような、そういった縛りで企業を選択するような方法を今までしたことがあるのかどうか、お尋ねします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そういう縛りをしたいのはやまやまです。しかし、ミスマッチを起こさないという一つの、ある意味では消極性というか、積極性があればどんどんミスマッチ、自分が好きな女きりもらわないと。女性の話に例えれば、企業も。あとはどんなのも全部だめと。でも、今の板倉は既にニュータウンでなくてオールタウンと言われるぐらいの状況になってきている中で、議員さんだったらどういう選択をしますかという逆質問もしたいのですが、そういう意味では、こちらから条件は、理想的なものを含めながら持っていますけれども、相手様の1社1社を大事に対応させていただいて、結果的に一番自分たちの胸の内にぶつかったところからということで、現在そういう意味では、そういういわゆる状況にございます。

地元の人ができるだけ地元で勤めていただくということも、これは私が、失礼ながら針ヶ谷議員に指摘されなくても、職員の一人一人までそんなことはわかり切っているところでありまして、でも板倉町の子供がそういう認識をされていないということも事実なのです。大学へ外へ行けば、その大学のついで、例えばよりいい企業にとか、いい会社とかと。それを縛るわけにもいかないです。今は現象としては逆に、例えばこの間、東基さんがオープンの式典をやりましたが、ようよう見つかってよかったですよと。もう邑楽東部は恐らく群馬県でも一番、もっと言えば日本でも一番の人材不足になっているような状況かと、大げさに言えば。群馬県って全国で有数の、いわゆるそういった企業立地県ですから。ということで、進出する企業さ

んが全て地元の人に勤めていただきたいのですけれども、地元の人々の要望が高いのか何なのかわかりませんが、いろんな理由もありましょうけれども、やはりそういう意味では、板倉に生まれながら板倉に勤めるという考え方に、それは我々ももっと政治でそういうものを進めていけばいいのでしょうかけれども、板倉の人が館林へ多く勤めているというのは何なのでしょう。子供に聞くと、館林のほうがイメージがいいからと言うのですよ。ということで、ぜひ針ヶ谷議員さんなんかも含めて、そういう地元のよさをPRをさせていただければ、いろんな問題も、人口の移動もなくなるのですね、板倉町も館林市になれば。板倉から館林へ結婚して住む人は相当います。なぜでしょうか。現実がよさを、目に見えない板倉町と館林市の境があるから、板倉は数が減って困った困った、余計お金をくれよとか、境界がなくなれば、例えば板倉の初谷から館林市の楠町に移っただけでも、板倉が減り、館林が増えるという現象が起こるわけです。日本の人口減少が増えるということにはならないですけれども。ということも含め、いろんな意味で我々もジレンマと矛盾と、あるいは理想も持っておりますが、企業誘致に対しては、残念ながらこちらが条件に合って提示をしたときに、もしかしたらそれは限りなく高くなりますよ。できれば本社機能を持ったところ、名前の知らないところより知れたところ、従業員も何千人以上、だけれども、何千人以上なんていったって、集まらない。ということも含めて、現状で分析し、立地、着地できる、そういういろんな問題を着地できるものとして手が打てる企業さんと契約を結んでいるということになるのだらうと思っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 時間も限られているのですが、こういった企業の誘致に関しまして、方法としまして、向こうから申し出があるのか、どこかからの紹介で、それを決めていくのかということですが、課長、その辺はどうですか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 現在企業との交渉の最初の前段なのですけれども、企業さんからいろんな形でこちらのほうに照会があったりだとか、県のほうにったりだとか、こちらから積極的にそういう情報を発信したりだとかして活動しているというふうな状況です。全体的には、もともとが企業局の造成している団地なので、今回創業しています会社でいきますと、約5割程度が企業局からの口ききで契約がされている会社でして、それと町のほうが約4割、それと群馬県の中に知事部局の中に、そういう産業を誘致するような部局もありまして、そちらのほうが1割というふうな形での割合でのあっせん等々のもとに契約のほうで締結されているというふうな状況でございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 オールドタウン化しているらしいのですけれども、ニュータウン内の工業用地内、幾らかまだあきがあるかと思うのですけれども、それを埋めるに当たって、県の企業局が5割というのは、ちょっと県の努力も足りないのかなと思うのですけれども、そういった意味で言うと、どうですか、その辺の印象はどのようにお持ちでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 全体の中でいきますと、先ほど成約ということでの説明だったのですけれども、

これまで成約に至るまでにいろんなところと交渉を開始しているわけなのですが、その中ではやはり町のほうからアプローチをしている部分が5割を超えるような数値ということだと、なかなかもっと企業局さんにも頑張ってもらって、お互い連携を図って、できるだけ早く埋めていくというのが得策というか、方向性なのかなというふうに思っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 残りが5分ちょっとになって、まだ半分ぐらいしか終わっていないのですが……

○青木秀夫議長 まだあるよ。

○2番 針ヶ谷稔也議員 まだあるのだ。済みません。失礼しました。

それでは、続きまして、農業施策についてお聞きしたいと思います。これもホームページ上に、板倉町というのは総面積のうちの約55%を農地が占めていると。豊富な水と平坦な地勢、群馬県下でも最も温暖な気候を上手に利用し、水田、畑の多い農業が盛んな町でありますというふうな表記があります。そこで、総面積の55%を占めているような農地をどのように活用して、農業立町である板倉町を活性化させていくのかということについて、これから農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作地の集積や大型化といったような課題はあるかと思うのですが、現時点でどのような取り組みがあるのか、ご報告いただきたいと思えます。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問ですが、現在ということでは、なかなか農業情勢厳しいところがございます、米価の下落もしくは高齢者等々の問題で、現在はできるだけ農家の人の負担を伴わないようなということで、簡易圃場整備という国からの交付金を10割活用した形の中で農地を集積するようなところを重点的に取り組んでいるというのが現状でございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 28年度の予算では、飯野南地区の農業基盤促進事業と離地区交換分合事業というのが予算化されているかと思いますが、間違いありませんか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 言うに事欠かず、板倉町が誕生してから農地に関してはいろいろと土地改良を含めて改革が行われてきているのだと思います。今後もいろんな問題を解決する一つの足がかりとしての使いやすい農地を構築していくというのが一つの手かなと思っております。人数も減るわけですから、1人で耕作できる面積を増やすためには、機械の大型化ですとか面積の集積ですとかということで利便性を図る必要があるかと思うのです。そういう意味ですと、農業に積極的な農業従事者の中には、ここもやってくれ、あそこもやってくれというような希望が出ているかと思うのですが、そういった現時点では取り組みになっていませんけれども、課長がお聞きになっているものがあれば、お聞かせいただければと思うのです。

が。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 今のご質問なのですけれども、いろんな形という、先ほどのご質問の中ですと、現在どういう形のを町として重点的に推進しているかというようなご質問なので、農家負担を伴わない、要は10割の国の交付金で実施するような簡易な圃場整備ということでご説明を申し上げたのですけれども、一部では逆に、要は簡易な圃場整備ですと、なかなか内容が追いついていかないというふうな形の中で、先日なのですけれども、もともとが揚水機の老朽化というような形の中で、それらの更新をしていかななくてはならないというような問題がありまして、それを主題にしまして農家負担を伴うような、それでも比較的、できるだけ農家の負担を低減した中で土地改良を実施し、あわせてパイプラインの機場等も整備しようということで、五箇谷というような土地改良事業のほう、こちらのほうを約100ヘクタールを超える数字なのですけれども、つい先日立ち上げさせていただきまして、これも積極的に進めていくというふうな形の中で、地元と調整を図りながら、法的な手続も踏まえて、それも今回、今年度より進めていくというふうな形でございます。

そういった中で、いろんなところで簡易の圃場整備推進してくださいというお話も当然伺っています。それとあわせて、一部の地域では未整備、北地区なのですけれども、今まで整備がされていないようなところ、こういったところも整備の要望というのは伺っております。その辺につきましては、かなり北地区の高台地域なものですから、かなり段差もありましたり、一回も整備をされていないということで、相当な事業費がかかるのかなということで、そういった部分で地元の要請を受けつつ、いろんな、県の職員も交えて話をして、国の有効な制度でできるだけ地元負担が低減できる、そういった形での話し合いの場を北地区のほうで始めさせていただいて、今後地元の要請に応じては、その辺も進めていきたいというふうなことで地元との懇談をしているような地区が、現在推進地区として上げられております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 こういった改革ですと、やはり地元の住民がある程度まとまって意見をまとめて町のほうに申請あるいは県に申請、国に申請という形が今までの方法論だと思うのですけれども、やはり55%も農地を占めている板倉町が、将来的な計画がないというのも、またこれは困ったものかなと思うのです。やはり少ない人数でこの農地を維持管理していくためには、やはり町としての施策というのですか、先行立って、ここはこういうふうにとめて、こういうふうな管理をすれば管理しやすいだろうとか、こういう補助事業が使えて、ここはこういうふうにやっていけば利用者の負担も少なく済むだろうとか、そんなに暇はないと言われればないのかもしれませんが、我々農業従事者も暇はない部分もありますので、お互いに暇のないところですが、やはり町のほうでそういったルールに直接接せられる部局でもありますので、そういったものをうまく念頭に置きながら計画を立てて、地元のほうに打診をする形というのですか、そういった形もこれからはあってもいいのかなと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

それと、6次産業の考え方ということで提案させていただいているのですけれども、この6次産業も講習会等いろいろ出てきますけれども、非常に定着させるのは難しいというような評価になっています。特に我

が板倉町の主産業であるのはキュウリとお米、ほかにも麦だとかいろいろな作物つくられていますけれども、やはり6次産業化するとすると、やはりメインの物品、品種を加工するのが一番かなと思うのですが、以前にもJAを中心にキュウリについてはいろんなものに加工をして販売をチャレンジしましたけれども、なかなか定着しないというのが実情です。一つは、キュウリとかお米を使って新たな製品を開発するというのも一つですが、先ほど申し上げたように、提案型としまして、加工しやすい品物、作柄を町としてやはり、現場とも話し合いを持ちながら提案をします。こういった形で板倉の物品をブランドで、板倉ブランドで売り出しましょうよと。米なんかですと作型、こういう農薬を減らしていますよとか、こういう水を使っていますよとか、そういった品種改良をしなくても、そういった限られた条件の中でおいしいお米をつくれれば、ある程度食味が上がってくればブランド化も実現できるのかなと思います。そのためには、やはり誰かが先頭に立って音頭をとっていただく必要があるかなと思います。

もう一点は、やはりそういうことを含めまして、IターンですとかUターンですとか、地元のほうへ、板倉町に若い力が入ってくる方法というのもやはり考えていただきたい。先ほどの企業誘致の中にもありましたけれども、なかなか若い人たちが定着しないというのは、そこを選ばない人にも責任はあるかと思うのですけれども、そういった現状をつくっていない立場の人間にも責任はあるのかなと思いますので、その辺をしっかりと。

1つ記事を紹介しますと、これごろんになった方はいらっしゃると思いますけれども、明和の梨農家の新聞記事です。東京で公務員をやっていた方が、明和に来て、板倉、梨農家に就職というか、梨農家を始めた。それにかかわって、やはり町の行政の職員が率先をして面倒を見て、ほかの生産者を紹介するなり、あるいは販売経路の紹介なりと、確保を含めまして紹介をして、安心して農業が進められたというふうな記事になっています。やはり現場は現場というような考え方もあるかもしれませんが、やはり我が町に人を呼び込んでくる。やはりその先頭に立つというのは行政の職員かなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

最後に、道路整備について質問をさせていただきたいと思います。ご存じのように、今まで国道354バイパスと呼ばれていたものが、正式に国道354号というふうな名称になりました。今まで354号線と言っていたものが県道ではなく町道に格下げになったという話を議会でも伺っております。素人考えですと、1個ぐらいではないのかな、下がるとすればと思って考えているのですが、これがランクで言えば2つ下がって町道扱いになった特別な理由があるとすれば何なのか、お話しいただければと思います。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 旧道の移管についての関係になると思いますけれども、まず経緯でございますけれども、国道354、旧道移管の関係につきましても、さかのぼりますと平成20年9月ですか、館林土木事務所長が来庁いたしまして、今現在行っております板倉北川辺バイパス、その事業化に際しまして、一つの条件だと思っておりますけれども、旧道の移管の承認をお願いしたいというのが協議がございました。町はそれを受けまして、その当時の議員協議会に諮りまして、承認を受けて、現在の国道354の板倉北川辺バイパスが事業化をされているというような経緯がまずございます。その後、平成26年9月でございますが、東毛広域幹線道路が全線開通をしたわけでございますけれども、この開通に先立ちまして、平成26年2月に議会にお

きまして、小保呂の信号から加須市の北川辺へ抜ける合の川の橋まで、この間の町道認定、それから26年6月に、今度は館林との境、岩田から役場の前の除川一板倉線、これまでの間を町道認定をいただきまして、先にこの西側の区間になりますけれども、岩田から除川一板倉線まで、この間が現在町に移管をされているというような形になってございます。この移管につきましては、県内全体で見ますと、国道354、旧道がそのまま県道として、議員さんがおっしゃられるように残る部分がございます。そういった区間があったことから、県のほうに異議を申し立てしまして、議員協議会におきまして、これは26年2月になりますけれども、議員協議会におきまして館林土木事務所長に来ていただいて、直接その理由を伺ったという、そういった経緯もございます。

何で県道でなくて町道に移管になったのかということでございますけれども、1つが国道のバイパス整備によって二重の国道ができてしまうと。こういうのが全国的に起こりまして、国のほうから県に対して、そういったところをきちんと整理しなさいというのが一つございます。それともう一つですけれども、国道354バイパスが整備された、板倉バイパスが整備されたことによりまして、これは交通量になると思いますけれども、交通がバイパスに移るということで旧道は地域内、生活圏の道路になるということでございます。それと、県道という道路法で定義しているのですけれども、広域的幹線道路網というふうな県道の、道路法で定義されていますけれども、それがそぐわないというようなことから、町道として管理をしていただきたいというようなことでございます。つけ加えさせていただきますけれども、今回西側の区間、岩田から除川一板倉線、これまでの引き受けに当たりましては、今後相当の期間、維持管理がかかるわけですから、かからないようにというふうなことで、町道の舗装の修繕、それから側溝や構造物の修繕、それと歩道の全線フラット化、これをしっかりやっていただきまして、そういったものを条件として、先ほど言った板倉北川辺バイパスの整備の事業化の条件とか、あとは邑楽町と館林も同じような旧道が移管をされるということでありました。館林においては、もう既に旧道が移管されているルートもあります。そういったことを見まして、もうやむを得ないものというような判断の上で、今回町のほうで引き受けたというようなことになってございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 板倉の町内だけの道路であって、板倉町民の利用率が高いということも含めて、板倉町で管理をしてくださいと。これが他市町との連絡道路であればまた話が違ふというような認識でよろしいでしょうか。ただ、やはり生活圏道路とはいっても、小学校、中学校、高校も含めまして通学道路になっているかなと思いますし、さりとて車の量が少ないわけではないですし、大型車両もばんばん通っておりますので、やはり整備というのは必要になってくる。先ほども課長のほうから話があったように予算的には多く見積もっていかないと、整備も滞りが出てくるだろうというようなお話でしたが、これも一回下がってしまうと、また県道に上がるということは、これはできないのですか。

○青木秀夫議長 高瀬課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 先ほどご説明申し上げましたとおり、県道としてはもうそぐわない道路と。本当に地元の生活圏道路というような県の認識でございますので、それはないと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 それでは、最後の質問に入りたいと思います。

町道整備についてということですが、1カ所、先般の議員協議会か何かで説明があったと思うのですが、ニュータウン内の企業局の所有地内に太陽光発電所があるのですけれども、その地内に住民の要望書というか請願が、請願ではない、要望ですよね。があって、新道建設というのがあって、それを承認して町道として整備をしますよというふうな発言がありました。ちょっとそぐわないなと思ったのは、地面が企業局の土地ですよね、いまだに。その上に道をつくるのは町の仕事ですよといった、ちょっとそれが普通だよといえばそうなのですが、経緯があれば説明いただければと思うのですが。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 地元の要望によりまして、できるだけ町としては費用負担を最小限に、なおかつ利便性を高めるためにということで、それ以前に当時の県議さんにもそういったお話をされたようでございます、地元の区長さんが。でも、先々がどうしても見通せないというような結論を得た上で、町のほうにお越しをいただきました。結果として、町はあらゆる手法を使ってということで、その手法の一つに当時の区長様お三方ですか、にも実情を、何せ企業局の土地をできればお金も出さずにつくりたいというそれが我が町の最大限の要望であります。その意を直接ぶつけることによって、なぜ直接ぶつけないかということ、その前にどなたかが介入をしたけれども、できなかったという経緯があったのです。それを踏まえて、そうしたら、ここにもきょうは来ておられますが、県の企業局も余りよい返事ではございませんでした。東武鉄道が許可するか、警察が許可するか、あるいは道路の形状等もどういうふうに現状に照らし合わせるかということで、それについては当町が私の判断で、そういうことはできれば町で細々としたこと、県にすればその程度だと思っております。細々とした手続は。ということで、東武鉄道さんが納得しないと思っておりますと言われましたけれども、派遣をしてちゃんと理由を申し述べましたら、ちゃんと、いや全く問題ありません。道路の形状についても設計を何回もやり直させ、これは町の職員がやったのですけれども、お金はかけません。ということで、形状もしっかりあそこへ、危険性も含め、警察署から許可がおりるような、そういう設計をし、なおかつその他の案件も含めてということで、実現が可能になったわけであります。

ただ、肝心の土地、ただでお願いしたいと。最初の計画上にあそこも道があるというような計画もあったようですので、私もその当時、そういう構想を描いた前町長ではありませんから、どういう約束をなされていたかもわからないのですけれども、いずれにしても土地も、いわゆるフェンスを企業局としては相当なお金をかけて、道路ができると中へ仕切りをつくらなくてはならないと、保安のために。そういったことにお金がかかるから、町道部分については企業局の土地を買っていただきたいというふうなことの交渉になりまして、やむを得ずニュータウンの利便性を高める、あるいは街区の8区、9区の皆さんの利便性を高めるという、そういった要望に応えるためにはということで強く交渉して、聞いておるところでは、正確ではありませんが、約3分の1程度のお金でその土地を町が買うということを決断して、今年予算づけを2,000万円ぐらいでしたか、したところでありまして、そういう意味では、町としてもいろんな経過を踏まえ、町が手順を踏んで解決をしたというような認識であります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。時間がもう来ていますので、簡潔に最後の質問にしてください。

○2番 針ヶ谷稔也議員 先ほども出ましたけれども、この地からは県議さんも選出をしております、県

とのパイプというのも1年目、2年目、3年目となるにつれて太くなっていくのが望ましい形かなと思います。

〔今の県議は前の県議さんの話ですよ〕という人あり〕

○2番 針ヶ谷稔也議員 存じ上げております。ですので、施策として農業の施策もそうですし、道路の施策もそうですし、企業の施策もそうですし、パイプを太くしていけば、いろんなことがやりやすくなるのかなと思います。せっかく地元から選出している議員がおりますので、そういうのも利用しながら、いろいろな情報をとって、町で今後、下から上がってくるのを待つのではなくて、率先して計画をアピールできるような、そういう行政を目指していければいいなと思いますので、ご検討のほうをよろしく願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青木秀夫議長 以上で針ヶ谷議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開します。

休 憩 (午前11時17分)

再 開 (午前11時30分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、今村好市議員。

なお、質問の時間は60分です。

〔7番 今村好市議員登壇〕

○7番 今村好市議員 お世話になります。今回私は、公共事業実施状況等について質問させていただきます。

公共事業につきましては、合併するかしないかは別にいたしましても、町民の日常の暮らし、道路、橋梁、公共の施設、そういうものをしっかりと整備をするというために、町については毎年かなりの額の予算を投下をして、公共事業を実施してまいってきております。その実施状況の中で、私の判断で一部不自然なところが見受けられますので、その点を中心に今回質問をさせていただきます。多分結論が出るというふうには思っておりません。一つの問題提起ということで聞いていただければありがたい部分があるのかなというふうに思っております。ご存じのとおり、議員もしくは議会は町民からさまざまな重要事項を決定する権限、もしくは行財政運営の監視機能、この大きな役割を担っているわけですが、その中の一つの行財政運営の監視機能の、いわゆるチェック機能の役割が非常に大きいわけでありますので、不自然なところについては場合によっては改善をしていただかなくてはならないということも含めて質問をさせていただきます。

最初に、本年度予算64億2,200万円のうち投資的経費、いわゆる公共事業等にかかわる経費については、概算どれぐらい予算措置がされているのか。特に工事請負費、修繕費、委託料、物品購入費等について、概算で結構ですが、今年度予算額についてはどれぐらいの額が予算計上されているのか、小嶋財政課長、お願いができればと思います。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 それでは、質問に対しまして答弁申し上げます。

平成28年度の当初予算につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり64億2,200万円であります。そのうち工事請負費、いわゆる15節になりますけれども、工事請負費につきましては12億5,300万円でございます。また、13節委託料の部分でございますが、委託料のうち建設事業委託料、要するに建設コンサル等の委託になると思いますが、3,300万円ほどでございます。それと11節の需用費ですけれども、そのうち消耗品については7,700万円程度、印刷製本費が約1,000万円程度、修繕費が6,100万円程度、それと18節の備品購入費でございますが、おおむね3,200万円程度の計上となっております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 今年は特に工事請負費については庁舎建設の費用が入っておりますので、大きく膨らんでいる部分があるのかなというふうに思っております。通常の道路橋梁の費用については約2億円ぐらいいかなと。それに庁舎が8億6,000万円ぐらいいかなと。それと防犯灯を、新規事業で防犯灯のLED化、これについては4,600万円ぐらいいかなと計上になりますが、全体予算からしますと、町の小さな財政運営の中でも、投資的経費については非常にウエートが高いというふうに私は考えておるのですが、その辺の使い道の問題について具体的に入っていければというふうに思っております。

昨年の、27年度のまだ決算出てきておりませんが、建設工事、コンサル委託料、物品等を含めると、財政課長からいただいた資料が2億5,400万円ということで、昨年については庁舎もありませんので、概算これぐらいいかなと。うち入札でやるものと随意契約でやるものがありますが、その割合については、建設工事費については、いわゆる入札を執行してやるのがかなり多いのかなというふうに思っております。委託料とか物品については、少額のものがありますので、随意契約で実施されているのが多い状況かなというふうに認識しておりますが、そのような財政運営で間違いがあるかどうか、企画財政課長、どうぞお願いします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 平成27年度の支出見込み、決算見込みでございますけれども、先ほど議員おっしゃるとおりでございます。建設工事については、15節の工事費についてはおおむね3億4,400万円ほどの支出が見込まれておりました。そのうち2億2,400万円程度が入札にかかった案件でございますので、3分の2ぐらいいかなが入札にかかっております。残り3分の1が随契というような解釈でよろしいかと思っております。また、建設コンサルにつきましても、13節の建設事業の関連の委託料につきましては、約3,250万円程度のうち、建設コンサル関係の入札については8件、約1,700万円程度でありますので、半分、2分の1強というようなところでございまして、残りが随意契約になっているようなところでございまして、議員おっしゃるとおり、入札と随契についてはそのような関連になっております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そこで、公共事業の発注から完成までの仕組み、簡単に結構ですので、いわゆる今年度についてはどういう仕事をやるのかというのは政策として決めるわけですが、それを受けて職員がどういう手順で仕事をして完成をさせるのか、その辺の流れについて簡単をお願いいたします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 公共工事の発注から完成までの仕組み、流れということでございますが、建設工事の例で答弁申し上げます。

まず、設計書の作成があります。次に、起工伺いを立てる。次に、入札審査会において、本町の場合には指名業者を選定し、入札の執行、契約の締結、工事の実施、完成、竣工検査を経て引き渡しというような大まかな流れとなっております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 完成検査については、特に土木工事については、職員の中にもそれなりの技術を持っている人もいるのだと思うのですが、建築工事についてはなかなかその辺の有資格者がいないような状況なので、現実の問題として建築工事の現場管理、もしくは監督、それに完成検査についてはどういう対応をしているのか、その辺わかりましたらお願いします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 答弁申し上げますが、企画財政課としましては、現実に竣工検査等には立ち会わないというような今仕組みになっておりますので、私の答弁で十分かどうかはわかりませんが、建築関係等々、専門的な知識を必要とする契約であっても、担当者として監督員として任命をしなければならないというふうな決まりがございますが、建築関係につきましては、恐らく管理の委託業者をお願いするというふうなことになりますので、実質的にはその管理委託事業者と職員の監督員との連携により竣工検査等は行われるというふう考えております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 管理監督をしている業者が完成検査もやってしまうのですか。職員が立ち会うといえども、職員がそれだけのチェック能力、チェックするだけの、今のところ残念ながら、市になればまた1級建築士等も雇用できるのでしょうかけれども、町の場合、なかなかそこまでいっていないので、その辺を正確に設計どおりしっかりと物ができているのかどうかという確認は、どういう形でやっておるのでしょうか。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 建築ということになると、学校施設とかそういうものが多くなってきます。そういった中、やはり職員のほうでということになると、当然設計も委託をしていくという形の中で、最終的に工事施工する際には、管理業務、これを委託をいたしまして、そういう設計業者のほうに設計書どおりに進んでいるかどうかというところを管理していただいているというのが実情かと思えます。

[「検査の話。完成検査」と言う人あり]

○小野田博基教育委員会事務局長 だから、その検査のときも管理業者に入ってもらいまして、検査をしているという形になると思います。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 財務規則では、完成検査、やはり検査員が完成検査でオーケーを出さないと、工事費払えない仕組みになっているのだと思うのです。だから、完成検査はどなたの名前でやられているのかと

いうことを聞きたい。

○青木秀夫議長 高瀬建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 完成検査でございますけれども、町の事業課というのですか、事業課長が何人か財政のほうから指名をされて、検査員というふうな立場で検査をさせていただいております。私は都市建設課で建設、土木関係でありますので、私がほとんど建築に関しても検査のほうはさせていただいております。当然私自身が建築のプロではありませんので、検査の内容としますと、設計書に基づいたものがきちんできてきているかと。数量的なもの、あとは品質的なもの、そういったものを検査をいたしております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 なぜこんなことを聞くかといいますと、今震災等で非常に建物がちょっとしたあれで壊れてしまうとか、人の命も奪ってしまうという、特に公共施設については、その辺やはりきちんとチェックをしていかないと、有事の際に困ってしまうのかなと。多少お金はかかるにしても、その辺のチェック機能というのは、一般行政職の人がチェックをするというのは非常に不可能に近いわけですから、そういう体制については今後やはり考えていく必要があるのかなということで、これについては今後の課題ということで提案させていただきたいと思います。

次に、具体的に設計、入札、契約について、個別についてお伺いをいたしますが、まず設計については、町の職員が設計をやるのか。場合によっては外部のコンサル等に発注をするのか。ケース・バイ・ケースかなと思うのですが、その割合についてはどんな状況になっていきますか。建築と土木に分けて、全体を把握しているのは企画財政課ですか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 私のほうは土木サイドになりますけれども、基本的には業務委託で測量から設計までやっていただいて、それを職員が積算をしていくというような形をとっています。1路線ないし2路線については職員で現地を測量して、積算をしていくというような技術的なものの向上を目指すということでやっております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 建築はわからないですか。ほとんど外部ですか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 建築の関係につきましては、職員がおりませんので、ほとんど業者委託というような方法だと思います。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 先ほど高瀬課長が、委託するのは測量と積算の、積算も委託してしまうのですか。単価だけを町の職員が入れるのですか。全部委託、設計書としてでき上がってしまうものまで委託しているのですか。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 委託している内容につきましては、現地の測量と、あとはその測量に基づいて設計をしていただくと。要するに数量までです。数量まで出していただくということになります。その数量を使って積算するのは職員で積算をしているという状況です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そうすると、積算の基準というのは、県が示している一つのルールがありますよね。それに基づいて設計業者が積算の数量ではなくて、何というのか、この道路をやるのだったら何人ぐらい人件費がかかるとか、機械でやった場合どれぐらいだとか、泥をどれぐらい動かすとかというのは、そういう積算は委託業者がやって、単価については職員が入れる。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 例えば、施工歩掛とか単価については職員でございます。業者については現地の測量をして、それで図面を描きます。図面に基づいて、例えば側溝の延長が何メートル、舗装の面積が何メートルとか、そういった数字のところまで、数字を出していただくまでが業務委託でやっていただいております。それを使って職員は県の歩掛がありますから、それを使って積算をしていくということになります。

「数量だけです」と言う人あり

○高瀬利之都市建設課長 数量だけです。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 次に、入札なのですが、入札はどのような手順でやられるのか。これも簡単で結構ですので、お願いいたします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 入札の手順でございますが、入札審査会も含めてということでよろしいでしょうか。企画財政課のほうでは、入札審査会の庶務を処理してございます。まず、起工伺いによりまして町長決裁がございます。そうしますと、担当課局から企画財政課宛て、入札付議書というものが回ってきます。要するに今回このような工事をやりたいので、入札審査会にかけてくださいというようなことで上がってまいります。私どもで入札審査会を開催し、入札審査会のほうで審査を行うというような流れになっておりまして、板倉町におきましては、ほとんど指名競争入札、一般競争入札については近年行われていないような状況かと思われませんが、指名競争入札の方式をとっておりますので、入札審査会におきまして業者を選定し、担当課局のほうにお返しをするというような流れで、担当課局によりまして入札が行われるというようなことの流れでございます。よろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 指名競争入札ということで、その指名業者を決定するのが入札審査会という理解でよろしいですね。起工伺い、いわゆる設計書をつけて起工伺いをするのは担当課。そこで入札はまだ終わらないですね。予定価格がありますが、この予定価格は誰がつくりですか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 予定価格は私のほうで課長と相談をしてというか、相談をしてということで決めます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 今課長と相談をしてということなのですが、その予定価格の予定価格自体は課長も知っているのですか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 設計価格が適正かどうか私はわかりません。そこで、予定価格は町長が書き込んでくれという、そういう今までの流れがあったということで、就任以来そういう役目をしよっております。私はどこへ幾らにしたらいいか、率直に言えば全くわかりません。したがって、過去の入札の平均落札率はどうかとか、そういったことを課長に資料も提出させ、それを踏まえて判断をします。提出する、そういった調書も持って、口頭で大体このぐらいという、過去の実績はとか、そういったことを含めて、そこで検討するという、それが検討ということになるのだろうと。その結果として、その後は課長はわかりません。私はそれを材料にして書き込むということですか。予定価格の部分に幾らと書き込むのは私の役目であります。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 入札するときに、この予定価格というのが非常に重要な役割をしておるのです。慣例ということなのですが、執行者が予定価格については作成をします。作成した予定価格については厳重に封印をし、入札当日まで情報が絶対漏れないような形で保管をします。これが予定価格だと思うのです。課長がその予定価格を知り得ているのかいないのかというのは、今聞いたのは町長だけが予定価格の実際の価格はわかっているけれども、ほかの職員は基本的にはわからないという理解でよろしいですか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そういうことでよろしいと思います。書き込んだ後は、全て私が責任を持って役場の私の机の中へのりづけで封印をし、当日みんなの前で開封するということです。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 入札、ずっと何回もやっていると思うのですが、たまたま町長が出られなくて、代理で入札を執行したというのは過去に何回かありますか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私の記憶では一回もないというふうに思っておりますが、あったかね。1回あった。その程度です。

○7番 今村好市議員 1回ですか。小嶋財政課長が1回代理で入札執行したということですね。わかりました。

それと、この前ちょっと質問したのですが、27年度からの入札のやり方については、多少、国土交通省からの通達が出ておりまして、変わってきていると思うのですが、今までの入札の方法とどういうふうに変

わったのでしょうか、小嶋課長。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 町長として変わったのは、非常に楽になったということです。設計価格と予定価格がイコールというのが去年の4月ですね。それ以前はどうしても、俗に言う歩切り、いわゆる設計価格と予定価格の違いを郡内の各首長に聞いても全部同じような形をやっているし、全国的にもそういう傾向があるとうふうなことで、私自身が日ごろの2カ月に1回の町村長会議等々を通じて、おたくの町はどのくらい切っているのか、これはそういう談義を通して、あとは本当にそんなに切っているのかな、それとも実態はどうなのかなとかいうことも踏まえて予定価格を、それを約7年間ぐらい続けてきたということなのでしょうね。それを踏まえて、国交省あるいは総務省から、入札のあり方についての強い指導があって、歩切りというのは一切まかりならぬというようなことで、群馬県内でも自治体の約8割ぐらいはみんな歩切りをしていたような、かつての上毛新聞等の調査も含めて、そんな印象を受けておりましたが、強い締めつけといたしますか、それを踏まえた上で、我が町も仕方ないなということで、歩切りそのものの賛否両論はあるにしても、そのほうが楽だし、そういうことで、ただ町民のお金を設計価格そのもので予定価格にするのはいかがなものかとか、あとは事前公表制とか事後公表制とか、その町のとっている入札の形態もまた違いますので、それぞれいろんな分析論はあると思いますが、そういう状況でした。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 では、設計価格と予定価格については、板倉は公表しておりますか、しておりませんか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 公表しております。入札後、事後公表と言われるものです。

[「事前にはしてない」と言う人あり]

○小嶋 栄企画財政課長 事前にはしておりません。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 次に、随意契約と特命随意契約について簡単に、これ行政用語ですので、なかなかわかりにくいところありますから、随意契約というのはどういうことなのか、特命随意契約というのはどういうことなのか、小嶋課長、簡単をお願いします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 地方公共団体が民間から公共調達、いわゆる入札等をやる場合、競争入札が原則でございますが、少額もしくは入札にそぐわないもの等につきましては、入札によらず公共調達ができるというような仕組みになってございます。それを随意契約と申します。随意契約につきましては、入札の手続を経ず、ある業者から見積もりを徴取し、その見積もりの最低価格、普通は最低価格の業者と契約を結ぶというのが随意契約でございます。特命随意契約というのは、特命という、そもそも我々官庁用語だと思っておりますが、1社随契と申します。要するに普通随意契約の場合には、複数社から見積もりをとり、徴取をし、

最低価格を競争させ、契約をするのですが、どうしてもやはり契約内容によっては複数社からの見積もりをとることが困難な場合等がございます。そういった場合、1社随意契約を行います。それを特命随契というふうに申しておるようなところでございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 随意契約、特命随意契約というのは、これは随意契約でやろう、これは特命でやろうというのは、最初は誰が判断をするのでしょうか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 随意契約を判断する者は、担当課局の課長であるというふうに思っています。

「特命も」と言う人あり]

○小嶋 栄企画財政課長 特命随意契約もそうだと思います。ただ、全ての契約については、伺い、起案をし、金額にもよりますが、町長決裁というようなことになるかと思えます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そうすると、担当課から上がっていった、いわゆる仕事、こういう仕事でこの業者に随意契約で仕事をやってもらいますよというのは、担当課と町長が決めれば、決まっていってしまうということで間違いない。随意契約もそういうことですね。その間のチェック機能というのは、どのような体制になっているのか。以前板倉町も、資源化センターでちょっとした事務上の不手際がありましたよね。これは随意契約でのことだと思うのですが、例えばそれを受けて、その後、随意契約もしくは特命随契といえども税金を使って仕事をやるわけですから、やはりかなり慎重にきちんとチェックをする必要があるのだとおうのですが、その辺の体制は今の時点でどういうふうになっておるのでしょうか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 随意契約を締結する場合でございますけれども、契約に関しましては、私どもの企画財政課のほうで条例上は所管をしてございます。ということになりますと、指導的立場にあるというようなことが言えると思えますが、現在企画財政課では、当然この随意契約につきましては、地方自治法並びに地方自治法施行令等によりまして定められているものでございまして、そのほかに財務規則等により法令的には制定されております。また、その上に随意契約ガイドラインというのを作成し、各課局のほうに周知をしております。この随意契約ガイドラインというのは、地方自治法もしくは地方自治法施行令、財務規則のほかにかなり細かい点について、随意契約をする場合の指針等について定めをしてございます。これは羅針盤のほうに既に公開をしてございますので、職員についてはいつでも閲覧可能というような内容になっておまして、私どもについてはそのような指導を行っているようなところでございまして、チェック機能としましては、私どものほうに一々随意契約が回ってくることはありません。よほど大きなものについては相談がある場合もありますけれども、通常の随意契約についてはありません。ということになりますと、担当課長が判断をし、町長が最終決裁をするというような流れになってございます。当然町長まで回る関係につきましては、町長補佐も決裁をするような仕組みになってございますので、担当課長、町長補佐、町長が最終的には判断をするような仕組みとになってございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そのガイドラインが、ガイドラインどおり執行されているかどうかというのは、やはり担当課と担当課長というのは見落としがちな部分がありますので、その辺は違った形でチェックする機能があって当然かなというふうに思うのです。この随意契約というのは、非常に膨大な量になるというふうに思うのです、板倉でも。大体年間どれぐらいの件数になりますか。私は相当あると思います。この間、新聞出ていた伊勢崎の問題、いわゆる贈収賄事件ですが、これについても随契なのです、あれは。だから、やはり随契といえども、その辺のチェック機能は、やはり町として少し確立をしたほうがいいのか。ガイドラインはできているけれども、ガイドラインどおりやられているかどうかというのを誰が確認をするかというのは、今のところノーチェックでいってしまっているような気がするのですが、どうでしょうか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 チェック機能につきましては、先ほど来答弁申し上げましたとおり、金額によっては担当課長でとまるもの、町長まで上がるもの等がございます。随意契約ガイドライン、私どものほうで作成し、全職員に閲覧といいますか、指導はしておりますけれども、それに対するチェックは今のところ私のほうでもしておりません。ただし、やはり金額によっては町長まで決裁が回りますので、そういう点ではチェック機能は働いているというふうに思います。課局長は管理職でありますので、当然課局長の責任においてガイドラインに沿った形で随契は行われているというふうに企画財政課としては考えてございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 通常の場合は問題がなければいいのですけれども、問題が起こったときにやはりその辺しっかりしておいたほうがいいのか。複雑にはなるのでしょうけれども、なかなか随意契約というのは公表されていないのですよね。誰かが聞いて、見ればわかるのでしょうけれども、入札と違って一般に公表されていない部分がありますので、その辺の契約内容については町民もなかなかチェックができないし、私どもも難しいということがありますので、ぜひその辺についてはしっかりと対応を今後とっていただきたいというふうに思っております。

次に、入札の結果についてなのですが、町長はずっと任期中、就任から入札執行を、1回ぐらい代理執行をやったと思うのですが、入札を執行していて、何か不自然なことは感じたことはありますか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 何回か同額入札というのはありました。まさに昨年の4月以降は、いわゆる設計価格イコール予定価格ということになりましたからですが、それ以前の7年間を振り返ってみると、同額落札ですね、予定価格に対して。そういったことはありましたが、何ら不思議には思っていない。いわゆる設計価格に対して相当の、いわゆる町長というのは大変なもので、町民のお金をいかに大事に使うかということ、設計価格どおりに果たして予定価格をつくっていいのかどうか、そういう制度がある中で、みんなこれはどこの首長も同じ悩みでございました。そういう流れの中で、町民のお金を大事にするということと、よほど切り過ぎれば、業者がもうからなくて、入札の、落札辞退ということも起こり得るのだらうということも含め、ですからそれ以前は、昨年の4月以前は入札が5回までやったときもあったと思いますけれども、さすがに2回、

3回ぐらいになると、あれ歩切りが強過ぎるのかなとか、自分で執行責任者として感じたりしたときもありましたが、そういう意味で、過去のことでありますから、しかも事後公表していますから申し上げますが、水道等では13から14、5%、逆に言うと85から87ぐらい、設計価格の。俗に言う土木関係については、10から8、だから92から90%ぐらいの、そこら辺の前後で落札予定価格を、それは過去の落札率をずっと見まして、平均どのくらいで落札しているのか。それでも入札をしてくるのだから、業者もそれなりに潤っているのだらうなということも踏まえ、両方の立場を考えながら、地域の産業の育成ということも考えながらやらなくてはならないということも踏まえ、非常に容易ではない立場であります。

したがって、例えば1つの例として、85で書いて、それが一発で、私が例えば切りのいい数字で85が例えば800万円だとした。800万円と言えば、1円でも落札が下がれば、同額であれ1円でも下がれば実質は設計価格よりも20%も切っているということになるわけですから、ほっとしたところはあるんですが、そういう意味では。しかも今は、さっき言った、設計をする、俗に言うソフトとかなんとかと我々はよくわからないですけれども、それでほぼ正確に設計ができるというのを業者も、いわゆる例えば入札業者も、あるいは設計屋も、あるいは役場の設計もほぼ大体わかるのですよねというような話も聞いておりましたので、同額であっても、20%、15%を切っていれば、町民のために随分奉公ができたなというふうなことで何ら不思議には思っておりません。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 落札は、確認をしておきますが、予定価格同額でも落札をするということは間違いないですよ。予定価格より下がって落札するというのが通常の例だと思うのですが、では予定価格で落札したのと、予定価格以下で落札したのでは、業者の方はどういうことになりますか。業者の側から見ますと。歩切りの話は別の話として。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 予定価格と同額で落札した場合と、それ以下で落札した場合の業者としての違いでしょうか。業者側の。入ってくるお金が違うと。同じ仕事をやっていただけるお金が違うということに業者側はなと思います。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そのとおりだよ。下がれば下がるだけ、同じ仕事を安い下がった額でやらなくてはならない。できれば予定価格同額で落札をすることのほうが業者は仕事がやりやすい。場合によっては利益も出てくるという話になるのですが、そこで板倉町、先ほど何回か町長はあったということなのですが、ずっと調べてみますと、板倉は多いのです。先ほど不自然という話をしたのですが、余りにも多いので、これどういうことなのかなということで、それなりの専門家の人にもちょっと聞いてみたのですが、これちょっとやはり不自然な形ですねというのが、聞いた人何人かの話なのです。議長、一応まとめてきたのですけれども、これは細かいので、もし町長なり議員なりに配ってよろしければ。

○青木秀夫議長 いいのではないですか。どうぞ。

○7番 今村好市議員 では事務局。

[資料配付]

○7番 今村好市議員 よろしいですか。平成19年、町長が就任したのが平成20年11月からなのですが、20年、21年については、27件、47件の入札件数に対して、予定価格とぴったり、1円も狂いなく札を入れて落札したのが1件ずつ。平成22年、40件落札をして、予定価格と落札額が一致したのが9件。数字的には私どもは素人ですから、データがとり切れないところもあるので、なかなか正確ではないのですが、おおむねそういうことです。担当課別に見ると、教育委員会3件、環境水道課2件、都市建設課2件、福祉課2件。限りなく予定価格に近い、98%以上で落札した結果が26件ありまして、これは65%。半分以上がもう予定価格にほぼ近い、98、99%。23年が45件入札をしまして12件、26.7%。98%以上まで含めると77.7%、非常に高いレベルで落札をされております。環境水道課が6件、教育委員会が2件、都市建設課が4件。24年がなぜか少ない。2件。教育委員会1件、都市建設課1件。よくよく新聞紙上等を見ても、24年2月に隣の明和町で下水道工事の入札の不祥事が起きております。24年3月以降から、4月から25年3月いっぱいまでは42件入札を執行しましたが、予定価格と一致したのは2件。25年が68件入札をして、予定価格とぴったりの落札が15件。環境水道課6件、都市建設課9件。26年が47件入札をいたしまして、12件、22.5%。健康介護課1件、教育委員会1件、都市建設課9件、環境水道課1件。先ほど入札のやり方が、いわゆる予定価格のつくり方が変わって、設計書イコール設計金額イコール予定価格になったら、去年は37件入札をしてぴったりがゼロと。

こういう結果が出てきておりまして、幾らパソコンが性能がよくなって、業者が積算能力が上がったとしても、設計額はある程度予測はできるかもしれませんが。設計書を縦覧しますから。しかし、町長がその設計額に基づいて歩切りをして、予定価格をつくるわけですから、その予定価格を厳重に封印したものをぴったりこれだけ当てるとというのは、非常にこれは至難のわざかなというふうに思うのですが、これについて、27年についてはもっとぴったり当たってもいいのではないかなと。設計額イコール予定価格ですから。歩切りしないのですから。それにもかかわらず、一件もぴったりがない。この現状を見て、やはり何とも思わないのか、やはりこれは不自然に思うのか。私はちょっと不自然かなというふうに思うのですが、町長の見解は。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 何を言いたいのかわからないところもあるのですが、何か不正があったようなということかもわかりませんし。

[「いや、そういうこと言ってない」と言う人あり]

○栗原 実町長 言っていないですからね。ですが、お見せしますが、こういうものが町長のところへ回ってくるのです。その中から町長がどれか選べということですよ。

[「予定価格でしょう、これ。予定価格設定するの」と言う人あり]

○栗原 実町長 そうそう、そうそう。

[「でも、これは外部には漏れっこないでしょう」と言う人あり]

○栗原 実町長 外部には漏れないけれども、一致するのは随分あると思うのですよね。先ほど言いましたように、過去の業者にももうからない、もうからないと町長は言われるし、町民の人からは、例えば町民の皆さんにも事後公表するでしょう。そうすると、予定価格と、俗に言う落札価格がほとんど同じではないか。いや、でもその前に設計価格があるのですよ。憎まれるかもしれないと思う覚悟で歩切りをしているのです

よ。その結果として15%とか16%とかという数字で落札していて、その結果として例えば過去の、いわゆるデータを平均値をはかってしている、一致する確率はだんだん高くなるなというふうなことも含め、中里町長補佐から一時そんな話の指導は受けたこともあるよね。最近の傾向を見ると、どんぴしゃりみたいなものが多いけれども、町長、気をつけたほうがいいですよと。気をつける必要はないでしょうと、別に。こちらの思うような価格でびたりであっても何でも、よほど嫌なら入札をしなければいいのだし、どういうふうに見たって、町民に対して貢献はしているしということで、一応、例えば1,000万円で、設計金額が1,000万円、95%、なぜか例えば95%から始まるのですね。だから、95%以上は何をしなくても、それ以上のことは落札としてはあり得ないだろうと。94が940万円、93が930万円、92%が920万円、91%が910万円、90%が900万円、過去でどこら辺で落札しているのだと聞けば、おおむね平均すると91とか、例えば89.5とか。でも、89.5にするには895万円とか、非常にこちらで神経も使わなくてはならないですし、いずれにしても嫌なら落札しなければいいのだからということで、例えば90でつければ、900万円の予定価格になるわけです。それは、過去の平均値からすれば業者は、業者だってそこら辺のところをしっかりと見て、こちらの意を酌んでやっていただいているのだろうなということで、今日まで、今日までというより昨年まで来たわけでありませう。

基本的には、昨年からなぜ変わったか。先ほど言いましたが、昨年からの結果は、ほぼ落札率については、これは請負比率とも言うのかな、97%から98%……

「それはいいんですよ、どっちでも」と言う人あり]

○栗原 実町長 でもですよ、そういったことも含めて、町長という立場では非常に難しい判断をしながら、だからこれがなければ一番楽と。

「それはわかった。はい、議長」と言う人あり]

○栗原 実町長 知っているのではない、こっちは知らないのだから。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 ほかの市町村もこういう例というのはほとんどないですよ、こんなにぴったりというのは、悪いけれども。だから不自然だと私は言っているのです。昨日教育委員会と都市建設課に、業者に縦覧用の設計書を手元に置いておいてくださいよと。それをちょっと貸してくれますか。いわゆるこれは単抜きというやつですね。いわゆる指名業者が決まりました。その指名業者に対してこういう工事をやりますという単価が入っていないのですよ、これ。何ページもあるわけですよ。これを全部業者は単価を入れて、パソコンで入れるのか何かわかりませんが、入れて設計金額とぴったりの数字を出さなければ、先ほど町長が言った98%か97%かわからないけれども、そこは予測できないのです。それが予測できて100%で落札してしまうのだから。これは土木ですよ、土木。土木のちょっとした道路改良だって、これは800万円ぐらいの恐らく工事費だと思うのです。これだってこれだけのものがあって、言いたいのは、ほとんど同じ業者を指名していますよ、町は。突然ある時期からこういう現象が起きてきたのです。だから、不自然だと言っている話だけで、ただこれは問題があるとかないとかではなくて、不自然であろうと。この辺については町も調査をする必要があるのではないのということを一つ提言をしておきたい。細かい点については、町も調査をしていないのだとすれば、私はまた9月に同じ質問をさせていただきますので、しっかりその辺は調整をお願いをいたします。何月何日にどういう入札を何件をして、札は何回でというのがデータとしてはある程度わかるものは持っていますので、これはやはりほとんどが一発ですよ、一発。先ほど町長が5回も

やったというのは、それは余り例のない話ですよ。

[何事か言う人あり]

○7番 今村好市議員 いいのです、それは。いいのですよ。ただ、100%当てるとというのは、一発で当てるよりは2回、3回のほうが当たる確率高いのです。考え方の相違ですよ。そういうことで、不自然な入札結果がありますので、ぜひこれは引き続き調査をしてください。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 不自然かどうか、不自然と言えば不自然かもしれませんが、不自然というのはいろんな意味を想定します。ですから、もちろんこちらにも調査をしますが、不自然ということよりも、そういうことが起こり得るということも十分ある意味では立証したいと思います。

○7番 今村好市議員 それは起こり得るかもしれませんが、私は不自然であるというふうに理解をして質問させていただきました。

あと5分あるのですが、役場新庁舎建設、これについては昨日町長が予定どおりやるよという話をしたのですが、昨年の12月の建設委員会、これは合併協議会前提で話しているのでしょうけれども、合併協議会ができていません。設立されていません。その時点の話でありますので、私は前から話をしたとおり、合併を進めるのであれば、合併協議会を具体的にやるのであれば、庁舎建設はしばらく待ったほうがいいたろうという理解です。その理由は、前も庁舎建設で調査していただきましたが、旧北川辺も旧藤岡も、支所になった場合は400平米しか支所の機能として使っていません。それは役場で調査をしました。板倉が今建設しようとしている庁舎は4,150平米、400平米だと約10分の1で済んでしまうのです。合併が進んだ場合は、約20億円かけて庁舎建設考えていますから、場合によっては2億円で済んでしまう可能性があるわけです。

[何事か言う人あり]

○7番 今村好市議員 いや、済んでしまう可能性はあるのです、合併すれば。10分の1だからだよ。

[「400平米は支所だって必要だよ」と言う人あり]

○7番 今村好市議員 それはそうだよ。だから、単純に言えばですよ。2億円はいずれにしても、そういう計算ですよ。だから、18億円を何に使うかですよ。もし合併が進んだ場合は。消費税も、昨日の話ではないですけども、先延ばしですよ。20億円、18億円すれば消費税で3,000万円、4,000万円かかってしまうわけです。だから早くやらなくてはならないという理論もあるかもしれないですけども、消費税2年半先延ばしですから、そんなに慌てる必要ない。それが5年、10年先に合併をするというのだったら新庁舎は建ててもいい。ところが、合併協議会が進んで、今日の話ではないですけども、1年半、2年でもし合併が具体的に進めば、そんなにでっかい庁舎は要らないでしょうと私は思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今村議員の意見は貴重な意見として受けとめます。後日、このまま諮らずに庁舎建設に進むわけでもありませんから、そこで全体の意見の集約を諮って、方向性が出ればどういう方向性でもこれはやむを得ないとも思いますし、そのために委員会も立ち上げているのです。議員さんの1人の意見だけが通るか通らないかはわかりません。

○7番 今村好市議員 はい、わかりました。もう一点いいですか、最後。

○青木秀夫議長 簡単にね。時間来ていますので。

○7番 今村好市議員 合併協議会の話なのですが、私も青木議員も町長に再三にわたって合併どうするかねというのを今まで質問させていただきました。その中で、常に町長は、アンケート調査をしたら、1市1町の合併ではなくて、町民は1市2町以上の合併を望んでいるので先に進めないという部分がかたくなにあったのですが、今回住民発議という形になって、町長は政策転換をしたのでしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 政策転換ではありません。1市1町で全てよいとも思っておりません。1市2町を議論を掲げているだけでは、今現在全く不可能であります。合併推進論者としては、入れるところから入り、やがて1市1町が成立したときには、当然1市2町、さらに明和との1市1町も目指すことになるのであろうと推測をし、これからもそういう発言はし続けますので、何ら矛盾はしておりません。今村議員のほうで論理が展開がおかしくなっている場合もあろうと。

○7番 今村好市議員 今までだってかたくなに1市1町ではやらないと言っていたでしょう。

○栗原 実町長 1市1町がアンケートによると望ましいかは。それで、議員さんはどう考えるのですかということを書いてきたでしょう。

○7番 今村好市議員 議員さんではないよ。町長はどういうふうなやり方をするのですかと言ったら、1市1町は望んでいないと。

○栗原 実町長 だから、1市1町から入り口へ入りますということです。転換ではございません。

○7番 今村好市議員 方向転換でしょう。

○栗原 実町長 方向転換ではないですね。目指す方向は。

○7番 今村好市議員 終わります。済みません。

○青木秀夫議長 以上で今村議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 (午後 0時32分)

再 開 (午後 1時30分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、市川初江議員。

なお、質問の時間は60分です。

[11番 市川初江議員登壇]

○11番 市川初江議員 11番、市川です。通告に従いましてご質問をいたします。

はじめに、小中学校のいじめ問題についてお伺いをいたします。いじめについては、忘れることのできない悲しい事件を昨日のこのように思い出します。それは、群馬県桐生市新里東小学校6年生の上村明子ち

ちゃん、12歳の児童でした。22年10月23日、自分の部屋でお母さんのために編んでいたマフラーをカーテンレールにひっかけて首をつり、12年の短い生涯をみずからの小さな手でとうとい命を絶った事件は、毎日のように新聞に掲載されていました。12歳という余りにも小さな女の子が自殺をしてしまったこと、大きなショックを受けました。決してあってはならないことです。この小さな命を絶った事件は、本当に悲しく、せつなく、忘れられない出来事でした。あっという間に時が流れ、今年も7回忌です。心よりご冥福をお祈り申し上げます。生きていれば18歳、高校を卒業し、大学生か専門学校か就職をしている年です。一瞬のうちに時は流れてしまうものなのですね。今年も18歳から選挙権が与えられ、投票することもできたことでしょう。12歳の小さな子が自分から命を絶つ思いはどんなだったのでしょうか。生まれてきて12年、いじめがあったために自殺をしてしまった。それも大好きな大好きなお母さんのために編んでいたマフラーで首をつってしまふなんて、何ともせつなく、胸が痛くなるような悲しみです。いとおいしい我が子を亡くしたご両親の心の痛手ははかり知れないものがあるのではないのでしょうか。

同じ群馬県ですが、板倉町の子供たちには、明子ちゃんのような悲し過ぎる出来事は絶対に起こしてはなりません。教師はじめ全校児童や両親にこの現状をしっかりと受けとめていただき、いじめで大切な子供たちを死に追いやることのないように、全力で対応しなければなりません。明子ちゃんの自殺した問題は、県教育委員会や保護者、そして子供たちの間に大きな大きな波紋を広げました。家庭内では明るく、活発な少女であったということですが、5年生になっていじめが始まり、担任が異変に気づいて、クラスを指導して、いったんおさまったものの、6年生になってから担任もかわって、またいじめが始まり、容姿に対する悪口を言われたほか、「今日も風呂に入っていないのか」、「臭い」などと心ない言葉を投げかけられたり、給食はいつもひとりぼっちでどンドン、どンドン孤独になり、そのうち学校を休みがちになり、父親は10回以上、いじめとして学校側に相談していたにもかかわらず、自殺という何ともせつない悲しい結果になってしまいました。12歳の小さな明子ちゃんは、どんな思いで首をつったのか、考えるとはかり知れないものがあり、本当にせつなく悲しい思いがこみ上げて胸が痛くなります。

校長は、父親からいじめの相談を受けていたことは認めたが、本人からの相談がなく、いじめを認識していなかったと説明。給食については、席がえなど対応したが、指導がうまくいかなかったとした。校長をはじめ学校側の真剣味が伝わってこないコメントでしかない言葉に、私は愕然としました。学校側がもっと真剣に全職員で取り組んでいたなら、明子ちゃんは未来ある小さなとうとい命を失うことはなかったのではないのでしょうか。このような相談が親のほうからあったときは、真剣に全職員で取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

平成22年11月10日の上毛新聞には、「いじめの実態把握で文科省が全国的に通知」との見出しがありました。いじめの実態を把握するため、全ての学校で定期的なアンケート実施を求める通知を都道府県教育委員会などに出したようです。通知は、いじめの兆候をいち早く把握し、問題を隠さず、学校が家庭、地域と連携して対処するよう求めているわけであり。また、引き続き新聞には、「いじめの解決率公表」とありました。23年度から都道府県別に積極的な努力を促し、いじめを受けた子供の自殺が相次いでいるため、文科省は22年12月20日、学校の指導でいじめがどれだけ解決したかを示す解決率を23年度から都道府県別に公表する方針を決め、自治体の取り組み状況を明らかにし、教育委員会や学校に積極的な努力を促しました。都道府県別に解決率を公表し、対策の実情がわかるようにしたわけであり。文科省は、いじめは、どこ

でも、誰にでも起き得るという前提で把握に努め、地域で解決への取り組みを進めてほしいとの指導をした。

前教育長のいじめ対応では、板倉町として、教育委員会では各学校にいじめ問題をはじめとする問題行動における児童生徒の指導の再確認と未然防止の徹底を周知した。それを受けて町内の各学校では、「いじめの早期発見及び適切な対応について」という保護者宛ての通知を出し、重点項目として3つの項目を挙げました。1つ目、いじめ等にかかわる児童生徒の実態。2つ目、各学校におけるいじめの内容を含めた人権学習の実態。3つ目、児童生徒に対する相談体制の充実を重点項目に掲げ、指導に当たっているとのことでしたが、教育長もかわり6年経過した現在、この3点の重点項目がしっかり継続して行われ、成果が出ているのか、今の現況と実態をお伺いいたします。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 市川議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、いじめの関係ですが、教育委員会としても、いじめにつきましては、どこの学校でも、あるいはどこのクラスでも、あるいはどんな子でも起こり得るということで捉えております。また、学校の先生におきましても、常にそういう形の中で、桐生の事件もありました。また全国的な事件もありました。そういった中、常に危機意識を持って対応しているというところでございます。

また、今の関係で前教育長からのというようなところですが、そういう関係についても一つずつやっております。例えば毎月行っているアンケート調査、このアンケート調査というのは、自分のことだけではなくて、周りの子供から、周りでいじめに遭っている人を見たことがありますかとか、そういうものも含めて行っております。また、人権教育につきましては、各学校、校長先生のリーダーシップのもと、そういう人権の教育という時間はないですが、ある意味人権の教育というのは、学校生活の中でどこでも教えられる、そういう立場にあると思いますので、そういうところで実践をしているということです。

以上で説明にかえさせていただきます。

○青木秀夫議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 今の現況と実態ということでお伺いいたしましたのですけれども、いろいろいじめに対する対応が定着をしてきた様子がちょっとうかがえますが、明子ちゃんの両親や同級生の証言、また学校の説明から見えてくるSOSのサインはなぜ受けとめられなかったのか。精神科のお医者さんで、県のこころの健康センターの浅見所長は、自殺の兆候は身近で生活している家族でも見えづらいと指摘しています。本人の言葉や自分で自分を傷つけるなどの行為を伴ったシグナルがなければ、気づくことは難しいとした上で、コミュニケーション能力が成長過程にある小学校であれば、なおさら言葉で気持ちを表現することは難しくなるとの見解を示しました。群馬大学の掛川教授は、人間関係などで悩む児童へのケア、気配りに加え、周りの児童が学級内や友達の様子の変化を感じたり、支えたり、教師とのパイプ役になれるように訓練すると、そういうことが大変大切であるということをおっしゃっております。予防的な取り組みの重要性を強調しているということです。いじめとの認識をめぐる学校と遺族の溝、残された児童のケア、自殺予防への取り組み、12歳の少女が社会に突きつけたメッセージの意味は、大変重いものです。このことはしっかりと受けとめていただきたいと思っております。

見える部分は氷山の一角にすぎないと言われるように、板倉町の児童の中には、親や教師に見えないと

ころで陰湿ないじめが中学校内、小学校内でも起きていることをしっかり認識していただきたい。これはお願いでございます。先生方にも見えないところを見てほしい、気づかないところを気づいてほしい、子供のいじめの声なき声を聞く、心の目を持ち、しっかり大変なことにならないように対応していただきたいと思います。子供の群れるところにいじめは必ずあるという昔も今も変わらない原理があるわけでありませぬ。今いじめの問題は、右に左に揺れていると言われております。いじめで死ぬことが起きた学校での管理職員が言う言葉は、「うちの学校にはいじめはありません」というせりふであると言われております。これが従来からの右の揺れの一つであります。子供社会の構造に対する無理解から来る左の揺れとは、自殺した学校を取材したメディアの話ですが、学校側には「自殺した原因はいじめではなかったのですよ」と晴れ晴れとした表情で言ったという。いじめでなければ死んでもいいような調子でしたと話していました。ちょっとこれは違うのではないのでしょうか。子供の命がなくなっているのです。しっかり重く受けとめていただきたいと思います。未来を担う大切なとうとい子供の命を思ったら、そんな心ない冷たい言葉は言えないのではないのでしょうか。

先生方には、学校の児童生徒全員が未来を担う大切なとうとい子供たちであることをしっかり認識し、自分の我が子と同じように深く愛情を注ぎ、知情意のバランスのとれた人間教育をしていただきたいと思います。教育長のお考えを一言お願いいたします。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 自殺の件に関してお話ありましたけれども、基本的には私は担任の学級づくりであるというような気がします。それを徹底させることによって、いじめ等も防止できるというふうに考えています。学校では、やはり子供が社会的に自立できるよう指導すると、手助けをします。それから、勉強、運動を通して、人とかかわるのは楽しいという体験をさせる、これが基本かなと思っています。

それから、保護者につきましては、やはり学力、体力アップのための手助け、人間関係を築く力を身につけられるように気を配っておくことが必要なかなと思っています。知識は非常に豊富にあります。今現在対策はどうだ、あるいは防止策はどうだとありますけれども、やはり要は実践であるというふうに思っています。その意味では、確実に11年の大津市の男子がいじめを苦に自殺しましたけれども、以来群馬県でも、それから各市町村におきましても取り組んでいるというふうなことが実態です。今後もそれを確実に続けていくというふうなことでいいと思います。

○青木秀夫議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 ありがとうございます。ぜひ未来を担う大切な子供たちですので、よろしくお願いしたいと思います。

私のほうから、学校でのいじめゼロに向けて提案が5つございますので、よろしくお願いいたします。

1つ目、いじめが起きている生徒を傷つけないように自然なクラスがえを毎年行っていただきたい。もちろん大幅なクラスがえを行うとき、小幅なクラスがえにとどめる年もあってよいと思います。小学校では1クラスということもあります。その場合は席がえをしていただきたいと思います。

2つ目、いじめが起きている情報を家庭や学校で把握したら、すぐに校長はその日のうちに放課後、たとえ10分でも臨時職員会議を開き、校内でいじめが起きている情報を得たので、先生方にあすまでに何か心当

たりがないか、よりよく振り返っていただいて、あす長時間の職員会議を開きますので報告をしてくださいと告げて、翌日の職員会議でその対応を検討することをお願いしていただきたいと思います。これは敏速に対応してください。

3つ目、中学生は生徒手帳をお持ちだと思います。手帳にいじめは重大な人権侵害であり、いじめた生徒は厳罰に処するという1項目を入れ、校長は入学式の日壇上からこの1項目を読み上げ、生徒としっかり約束をするということはどうでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思います。

4つ目、学校新聞を区長を通して住民に配るか回覧で回すかして、校区の住民全体がその学校の活動を日ごろから知っておくことで、深刻ないじめが起きたとき、住民も意見が述べられます。すなわち地域に開かれた学校となり、学校の密室性がなくなると思うのです。

5つ目、加害者の生徒について、大人たちも含め、傍観者はみんな加害者だという徹底した自覚を大人たちみずから持ち、それを子供たちに徹底させることが大切ではないでしょうか。被害者生徒について言いますと、日本の子供たちは皆死と隣り合わせに生きているとも言われています。現在日本の子供や若者の生きるエネルギーが低下しており、生きていてもむなしいという危険な兆候が蔓延しているとも言われています。今こそ生きる力をつけることにも力を入れていただきたいと思います。以上、5つの提案を各学校内で検討していただきたいと思います。これは教育長へのお願いでございます。

子供たちや若者が優しさと温かさとしなやかな心を持たず友達をいじめるようでは、来るべき超高齢化社会は破壊してしまうのではないかと危機感を持たずにはいられない今日でございます。家庭や学校で工夫をして、子供や若者に死の意味を考えさせ、生命のとうとさを学ばせることが必要であります。そのことが彼らの心から自殺未遂、自殺予告、自殺願望などを追放することになり、夢と希望を持って生き生きとした人生という航海をするための羅針盤となるのではないのでしょうか。いじめの問題では、見逃してはならない視点は、来るべき超高齢化社会を支えるには子供たちや若者の優しさと温かさとしなやかな心を持つこと、人の心の痛みや苦しみ、切なさがわかる人、このように弱者に対する思いやりのある優しい心を育てることがいかに大切であるかということです。教育は、知情意のバランスのとれた人間教育が必要です。教育長、ぜひ校長を初め先生方全員にしっかり認識していただくことを徹底して行ってください。人間はひとりでは生きていけません。みんなと仲よく助け合いながら生きていくことの大切さ、また何よりも命のとうとさを教育していただき、板倉町のどの学校もいじめゼロを目指していただくことを心よりお願い申し上げます。

最後に教育長、一言決意のご答弁をお願いいたします。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 5項目提示がありましたけれども、幾つか、えっというふうに疑問に思うものもありますけれども、それは今現在もう実践しているよというようなことでありますけれども、全て人権というふうな立場からの、あるいは見地からのご意見としたので、私自身も早急に校長会等に諮って、徹底していきたいと思っています。

○青木秀夫議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 ありがとうございます。教育長のしっかりとした決意を聞かせていただき、安心いたしました。ぜひ未来ある子供たちのためにより多くお願いを申し上げます。

それでは、次の質問をいたします。町長選の出馬に当たってのご質問をしていきたいと思っております。正式の記者会見の前の5月19日、読売新聞に栗原実氏再選を目指して立候補する意向を明らかにしたとニュースが流れました。5月20日、上毛新聞にも掲載され、その後、正式の記者会見をし、5月21日には全社の新聞に出馬の記事が掲載されました。栗原町長におきましては、2期8年間、町長としての姿勢を見てまいりました。昼夜を問わず公務を務めてこられました。本当にお疲れさまですと感謝を申し上げたいと思っております。町長の姿勢を見てこられた方は、私はじめ身近にいる町民の方々も感謝をしていると思っておりますが、まだまだ道半ばの案件があります。八間樋橋、延伸の354号線、ニュータウン住宅、工業団地、ごみ処理場、水道事業、庁舎建設、合併問題等々挙げると切りがないのですが、的確にこなしてきた手腕などは、まさに栗原町長の現実直視、生活重視の政治信条を根幹に据えられていろいろな施策に取り組まれている町長だからこそだと思っております。また、町のこと、町民のことを真剣にお考えになってこられたからだとも思います。町民の要望を第一に、町民の幸せについていつも考えてこられた町長かとも思います。

それを踏まえて質問になるのですが、今我が町にはまだまだ道半ばの案件が山積しております。そして、真剣に対応しなくてはならない問題もあります。住民発議である館林市との合併問題、新庁舎建設、ごみ処理事業等々、ソフト面、ハード面、大きな問題、小さな問題が山積しております。ここはやはり強力な信頼の置けるトップリーダーが板倉町には欠かせないと思っておりますので、栗原町長におきましては、まだまだ一肌も二肌も町民のために脱いでいただき、働いてほしいと思っておりますが、2期8年間の実績と取り組み中のものをお伺いいたします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいま市川さんから褒め殺されてしまうのではないかなと思うぐらいありがたいお言葉もいただきました。8年間という長い歳月は、まさに1日1日が針のむしろ的なものももちろんありましたし、でもみずから手を挙げ、前の町長との違いを理解していただいた結果ということで、弱音は吐かないということを経験に、やはり私自身も決して豊かなうちでも、いわゆる生い立ちでもありませんし、親も早く亡くしておりますし、そういう意味ではしっかりと、苦勞もしてきた経緯もありますので、やはり幸せの追求というのは限りなくということで、そういった姿勢でやってまいりました。

そういう流れの中で、まずは自分の姿勢を高い位置に置かない。1位はどうしても三角のピラミッドの頂点になりますが、身を厳しく置かないということも含め、時には厳しさを訴え、時には言いたくないこと、言えば嫌われるなということも言わなくてはならないということも含めれば、自分がそういった役の批判を浴びないような形、身を厳しく置き、精いっぱい働く。言ってみれば模範、私の考えている模範を示すことによって、褒めたり、時には職員に対しても厳しさを追求したりということもできるのだろうなということで、そういう姿勢で来ました。

実績と取り組み中のものということでよろしいですか。聞かれれば背中がちょっとくすぐったいですが、実績も一応まとめましたので、事前の通告がありましたので、述べさせていただきます。簡単にですが。財政については、この8年間で約11億円借金を減らし、貯金を約5億円増やしたということでもあります。ハード面、生活道路の整備、51路線完成させ、現在着手6路線、その他水路の改修等々も進めてまいりました。ご承知のように小中学校の耐震完成あるいはエアコン設置の実現、これはこんな弱小な町でも、太田市、伊

勢崎市もまだ今年か去年に入れ切れるというような状況でございましたが、やはり私自身も子供を持ち、教育環境をよくするためにはということで、これは郡内の町長さんとまさに協力をし、そういった設置もしてまいりました。

先ほどと重複をしますが、企業誘致12社実現、残り全区画再商談中であります。八間樋橋、28年度完成を見通しております。南地区の人は早く、早くと言っていただいておりますが、なかなか橋は冬場の工事ができないということも含め、やはり七、八年はかかってしまいましたが、就任直後から予算をつけ、最高の速度で取り組んでいただいたと思いつつも8年の歳月がたつということで、本年度中に完成の予定であります。国道354号については、これは県の、あるいは国の事業に近いわけですが、手法的に国道354号を先に進めますと、八間樋橋ができないという私独自の判断より、そういった調整を多少いたしまして、あの距離で10億円あるいは国道354号の橋は20億円ぐらいかかると言われておりますが、八間樋橋も生活道路の延長線上の橋ということで、予算づけをし、今日まで至り、そういった手法も加えて、国道354号のほうが1年遅くなりますが、平成29年度完成の見込みでございます。

それから、ご承知のように、3市5町の水道企業団の発足とか、1市2町のごみ処理とか、これは今年度中に既に開始をする予定となっておりますし、厚生病院も完全な完了が秋口に予定をしております。そういった、大きく言えばそういったハード面も推進をしております。それは言いかえると、この町は今まで、私が見るのに、文化的とか、目に見えないところに、あるいは浪費と見られるようなところへお金を使い、ハード面の整備が圧倒的に遅れていた。生活道路50路線なんて考えられないことですが、そういう意味では、公約の違いを鮮明にしながら努めてまいったところでもあります。

現在取り組み中、これは先ほど、またこれもわからないかもしれませんが、今の10分の1の規模で十分間に合うのだと。2億円でできるのだというような提案もありましたから、後ほどどういふことで、どういう根拠でそれができるのか、こちらから要請をして設計も含めて出していきたいとも思いますが、庁舎建設中、5月号に載せました。5月号の庁舎建設中でございます。これについては、その都度折々に適切な時期に30名の検討委員さんも、建設委員さんも踏まえて、しっかりと、万が一のことも想定、万が一というのは合併みたいなことも含め想定をしてきて、一々全員で可決をいただいたものを進めているわけですので、そういう意味では、できればそういった形で進めていきたいなというふうに取り組んでございます。今年中央公民館、なかなか温度差が、冬になると上のほうが暑くてしょうがないとか、いろいろご意見もありましたので、中央公民館の改修を現在進めております。あるいはまたほかの面では、遊休農地の解消とか土地改良とか、取り組み中、挙げれば切りがないのですが、いろんな面で取り組んでいるところであります。

今申し上げたようなものは、ハード面ではありますが、ソフト面については、ご承知のとおり、ラムサールの湿地登録から重要文化的景観の認定とか、いろんな面で職員の手もかりながら、たまたま私の時代に花が咲いたということで、これは前町長もきつとしっかりと基礎的なものをつくっていただいた産物だと思っております。

それから、近隣市町の交流の活性化、一例を挙げれば関東どまんなかサミット等を含めて、単に首長同士が行き会って雑談をしているわけではありません。災害援助協定の締結も、これらも含めて17協定、現在板倉町も協定を締結いたしております。しかし、協定を幾ら締結したといっても、果たしてそれが実態の援助にどれだけ役立つかというものはまた別問題でもあるということから、できるだけ自分の町で賄えるよう

なしっかりとした体制もつくるということで、防災に対する取り組みも、ついこの間、人的訓練もしていただきましたが、そういった面についても取り組んでいるところであります。

特に合併の問題と絡めますと、新館林市に例えば合併してなった、これだけは絶対に言えると思うのです。利益プラス。新しく板倉町ももしかして館林市と合併したときに、一番危険なところは旧板倉町であります。板倉町の予算は50億円前後であります。それで事後復旧もするのか。去年の常総市のあの濁流の状況を見上げてもらえばわかると思いますが、50億円プラス周りの寄附や全国的なもの、あるいは国の特別な緊急事態法を想定して、そういった援助を50億円プラスアルファでやるのか、あるいは館林市の約300億円のプラス350億円で、例えば計算上はなるわけでありますから、350億円の中で、万が一そういう状況が起こったときには、板倉町は長期間浸水をすると言われておりまして、事後の復旧も非常に大事なことでありますので、そういう意味では、館林市の力、財力も含めて可能な限り復旧対策に扱っていただけるということ、またそうしなければならぬ、館林市の市民になれば。ということで、最も大きくは防災力の、そういう意味では復旧対策も含めた最大の効果が合併することによっていただける。特に南地区あるいはニュータウン、東地区の低いところ、11、12も含め、それらも含めて、あるいは前の細谷地区、そこら辺については水没をするということも含めてあるわけですから、そういったことも含めてどういう手段を選んだら町の安全が保てるかということをお考えいただければ一目瞭然であろうというふうに思います。

ほか、少子化対策等についても、出産や小学校の入学祝い金等々も含めた、そういった、できる範囲内での充実も行ってきておりますし、保育園の園児に対する補助の充実等も図ってきております。健康対策については、議員さんのありがたいご指摘等もありまして、厳しい財政、あれもやる、これもやるという中から、やっとワンコイン検診制度の充実等も含めて、やはり敬老祝金等についても、必要ないのではないかという意見もあるわけでありますが、やはり一定の年を超えた老人の皆様、やはり1年に1回ぐらいは民生委員さんがしっかりと顔を見たい、会話をしたいということも含め、そのための手段として5,000円という、そういったものも必要であるということで、それも現在継続をいたしております。

それから、ついこの間の問題であります、火葬料の負担ゼロ円化であります。火葬料につきましては、今まで実態で1体当たり、1人当たり死亡すると3万円強の火葬料がかかっておりました。うち館林市民は全額市負担、板倉町だけはずっと1万5,000円を本人負担、家族負担で行ってまいりました。しかし、こういう情報が、いわゆるすぐ飛んで、隣の状況がわかる時代になって、板倉町だけが1万5,000円負担というのはいかなものかということも含め、ちょうど3万円を6万円実態は、ここへ来ると施設も古くなるし、補修もかかるということで、6万円の値上げを求められた関係も含めて、これは議会の賛成もいただいたわけですが、6万円負担を全額補助といたしております。それも決定いたしております。

そのほか、まさに今、人口減少、口を開けば、少子高齢化ということの流れの中で、何としても、どれだけ、いわゆる成果が上がるかどうかはわかりませんが、婚活の充実やカップリングデザイナー、いわゆる仲人さんのような人をちょっと増やして、そういった対応をしてみよう。あるいは農業後継者の育成等々も先進地視察等を見学をいただきながら、全て何でも町でやってくれではなくて、みんなこの世の中自分で発想し、自分で可能性を求め追求する流れの中で、それを町が行政的に補助をしていくということでもありますので、先ほど針ヶ谷議員さんの一般質問でもありましたが、一から十まで役場におんぶに抱っこでは困るという感じもいたしておりますが、そういう意味では、役場としても協力体制を常にとりながらということでもござ

います。

そのほかに商業対策とかいろいろ、商業関係の活性化も含め、若手、これは商業面も全く同じことであります。若手後継者がほとんどいなくなっておりまして、グルメガイド等々も含め、自主的に発案を促しながら、資金援助も含めて話し合いも、もちろん相談相手も指導方も一緒にやっているところでもあります。

現在取り組み中ということであれば、小学校の再編や合併協議会の推進、住宅販売の強化あるいは企業誘致の完全におさまるまで一生懸命頑張ろうということも含め、取り組み中でございます。駅周辺のにぎわいの創出は、8年間私も全力で取り組んでおりますが、これらについてはなかなか、卵が先か鶏が先かの理論のとおり、人口が増えないとなかなかお店も出てくれないという、非常に私もじくじたる思いもありますが、そういったものにも現在も全力で取り組んでいるところでもあります。消防本部等の改築や広域防災センターの設備等も含めて、いろんな広域あるいは単体で進めていくものもいっぱいあるわけではありますが、ざっとそんなところを書き出してみました。ありがとうございます。

○青木秀夫議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 いろいろ切りがないぐらいあるわけでございますね。栗原町長におきましては、町民が一番必要としている町道については、前町長の3倍以上の予算づけで、スピーディーに対応してきています。しっかり町民のことを一番に考えているからだこそだと思います。2期8年間にわたり、町のため、町民のためと公務を務められてこられました。見かけとは違い、繊細で義理が多く、お約束したことは必ず実行なさり、私利私欲がなく、額に汗をして町民のため、町のために実直に働く方だと私は認識しております。私の好きなことわざの中に「大義親を滅す」ということわざがありますが、意味は、国の一大事というときには、私人を顧みず自分を犠牲にできる人、自分を犠牲にできる人という意味ですが、栗原町長のお人柄は、まさに「大義親を滅す」ということわざがぴったり当てはまる方だと思います。その上、誰にも負けない実行力、スピーディーに行動する姿勢を何回となく見てきています。今板倉町は、大きな大事な岐路に立っています。20年、30年先を見通して、子供たちにツケを残さないよう、町民のため、町のために正しい判断をし、かじを切らなければならない大切なときです。夢のあるまちづくりをしたいと言っている方がおりますが、言葉の意味がよく理解できません。大事な大きな岐路に立っている板倉町です。夢を持つことも大切ですが、今は夢のようなことを語っている場合ではないのではないのでしょうか。常に町民の目線で現実を直視し、生活を重視し、自分を犠牲にしてでも真剣に町民の幸せを考えられる人をリーダーとして選ぶのが当然のことだと思います。これから先の町民の幸せを考えられる人は、栗原町長のほかにはないと信じています。ご自分の身を切っても町民の幸せのために出馬の意を表明してくださったことにも感謝を申し上げたいと思います。

そこで、8年間の自己評価は、町長自身はどのようにご自分を評価なさっているのか、お伺いいたします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 責務に従って一生懸命やっているだけです。特別褒めてもらわなくても結構です。でも、ありがたいことでもあります、そういう方がおられるということは。

8年間の自己評価については、点数でいえば85点か90点ぐらいかなと思いますけれども、先ほど言いましたように一生懸命やってもやり切れない、結果が出ないということも幾つもあるわけです。当選回数を

増やせば増やすほど、難しいものが残るわけですから、前回2回目のときの出馬表明では、自己採点90点をつけさせていただいて、笑われたかどうかはわかりませんが、今回何といても町にとっては、ニュータウンのにぎわいとか、これは非常に難しい問題ですから、そんな簡単に、どなたが美辞麗句並べても、ぼんと想像外にいい意味でのアクシデントが起こって、起爆剤が起これば、あつという間ににぎわいもできるかもしれないませんが、今までの延長線上ではなかなか難しいということも含め、努力は一生懸命しているのですが、ということで、85点ぐらいかなと思っております。

先ほど言いましたように、自己の評価になりますが、私自身は、まず一番トップに、東京の都知事と違いますから、板倉町の町長はそんなに大臣殿でも何でもございませぬ。やはり常に町民の皆さんの痛みをわからなければならないということで、ただ私も人間ですから、時には相手の気持ちがわからない場合もあることもあるのだらうと思いますが、まず第一義にそういったことを努めておりまして、何かあれば電話一本でもこちらから出向いて意見拝聴をしたり、そういった行動をしております。そういう意味で、身を低いところとか、厳しいところに置き、率先垂範ということで、職員にも、あるいは町民の皆さんにも甘いことばかり言うのは簡単ですが、町の厳しいところも率直に伝えることが、逆に自分を余り楽なところ、緩やかなところへ置いておくといけない。自分はどういう立場にいるのだいと言われてしまうからね。ということで、そういうことを信条としてやってきたということは、先ほど申し上げたとおりであります。

このことから、ありがたいことですが、職員の教育面においても、職員は町民の模範となるプロ集団であるという原則論を理解していただいて、挨拶や、まだそれでも町民の皆さんから時折電話をいただいたり、いろんな形もあるわけでありまして、また自己反省もしなくてはならない部分もあるわけでありまして、挨拶や規律や責任、それからスピード感、町民目線、職場の清掃観念あるいは紙1枚に至る税を大事に使うこととか、これは町民の皆さんのお金ですから。そういったことを上意下達の徹底、しかも。課長が言ったら下までしっかりと徹底させるというふうなことも含めて、改善の努力をずっと続けておりますが、完璧もありませんし、でもそういったものを理解していただき、ラジオ体操一つにとっても、町民の健康を考え、ラジオ体操を推進しようと思ったら、我々がやはり毎日毎日役場の中でやらなくてはならない。なおかつ仕事の時間をそれに費やしたのではだめだから、朝四、五分を生み出せということで、以来ずっと表と裏でほぼ全職員が時間になれば、みずからの健康も含め、町の一つのそういう事業のリーダー的認識を含めて対応していただいているというのは非常にありがたいことでありまして、そういったものを大事にしていきたいと思っております。

個人的には、先ほどちょっと触れましたが、町長給与の3割カット、専属運転手を置かず、町長専用車の廃止、副町長を置かずの、本当は副町長も置きたいときもあったのですけれども、結果的に置けなかったということもありますが、その経済効果をこの間計算させました。町長給与3割カットで、8年間に3,226万円、期末手当込み、ボーナス込みでそれだけの節約をしていると、私個人で。専属運転手を置かないということだけで1,932万円、約2,000万円の給料が浮いております。さらに、副町長を置かずで6,837万円、ボーナス等も含めて浮いております。

それから、町長専用車、これは一応500万円なら500万円と見まして、それに500万円等々を含め、また私は自分もそうですが、教育長にも申しわけないけれども、2割カットということで、私は3割やるから2割やってくれというようなことでお願いをして、了解をいただいた方に教育長に就任をしていただいております。

す。単なるお金ではありません。その他の教育信条も含め、私の尊敬する人を、しかも教育長にお願いをしているということでありまして、その総額が合わせますと、町長関係分が1億2,495万円、教育長が1,597万円、合わせて1億4,092万円ということでありまして、何をしなくても1億5,000万円程度は貢献をしてきているというのは自負しているところであります。そのほかに先ほど述べた11億円の借金の返済も含め、5億円も一応それも積み足しているということも含め、庁舎建設がようようできるようになったけれども、残念ながら合併の問題で非常に難しさを抱えておりますが、町民のご判断も後でいただくことといたしたいと思ひますし、建設委員会の意見も聞きたいというふうにも思っております。

そういうことから、各分野にわたっての公約実現は、言ったことをやはりやらないと、うそつきだと言われますから、私は。ですから、非常に毎日毎日がつらいです、指摘をされることが。ですが、だから政治家は、私はもしかすると向いていないのかもしれないなと思ひつつ、でも片やみずから手を挙げたという経緯もありますので、100%の実現を公約に対しては目指しておりますが、先ほど言ったように努力は一生懸命やっていますが、成果が出ないということも含め、ニュータウンの住宅販売、重なりますが、駅周りのにぎわいの創出とか、季楽里の運営の転換も含めて、これらもできればということで全力を挙げてきたのですが、でも次善の策として思い切った策をとったとか、あるいは商工業者も含め、全体的な後継者の減少、それは我が町だけでもありません。私も取り組んでおりますが、あるいは人口減少についても実態としては一生懸命そういうものも職員一同で考えておりますが、現実に歯どめがかかっていないという、そういうものも含め、これからやはり少しでも貢献をしていきたいというふうを考えております。それが自己評価で、大ざっぱですが、そういうことです。

○青木秀夫議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 ありがとうございます。もういろいろたくさんあるのだと思ひますけれども、私も針ヶ谷町長のときから、職員の待遇に当たっては何回となく質問をいたしました。なかなかこの待遇が、町民にとってはもうちょっと親切に、もうちょっと温かく迎えてほしいという声が絶えなかったわけでございますけれども、栗原町政になってから、逆な言葉が、随分親切丁寧になったということも私も聞いております。また、そういうお電話なども町にかかってくる。全部が全部ではないと思うのですが、やはりこれを徹底していただきたい。職員はもう本当に窓口でございますので、やはり待遇は大変重要なことだと思ひますので、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

ご自分を評価することは、評価しにくいところだったと思ひますが、あえてお伺いを申し上げました。やはりお話聞いていますと、ご自分に厳しい方だと再認識をいたしました。私の評価は、120点と評価したいところですが、正しくは99点、残りの1点は、ご挨拶のときにお話が長くなってしまふ件ですが、町長の気持ちとしては、年に1回か2回しかお会いしない方もあるので、このことも、あのことも皆さんに知らせなければとの町長本人の思ひがあり、ついついご挨拶が長くなってしまふことのようなのですが、そのとき、その場の雰囲気を感じ取り、時には的確に短くまとめてスピーチをすることも大切かなと思ひます。そういうことで1点の減点をさせていただきました。挨拶が長くなってしまふこともご本人に聞いてみると、町長本人の町民への思ひやりがあつてのことでしたので、何と言つていいのかなと思ひてしまひます。この件は冗談でございますけれども。

今全国的に少子高齢化社会が急速に進んでいますが、板倉町として超少子高齢化社会についての見解と取

り組む姿勢について町長、一言お願いいたします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 挨拶が長いということは最近よく言われますので、でもそういう意味では自己反省をするありがたいご示唆と受けとめて、ただ言い逃れをするわけではないのですけれども、いろんな人がいまして、宴会でも町長ほか来賓を呼ばって、お酒が飲みたいからもう話なんか聞きたくないという人と、あとは先ほども言われましたが、1年に1回か2回きり来ない男が、通り一遍、そうかい、おめでとうございませう。また来年、今年1年間頑張ってくださいだけでは、我々が呼んだ、そういう意味ではしっかりと挨拶も聞きたいのだという、その板挟みで、そういうことで、最近は多少短くするようにも気をつけておりますが、そういったご指摘でございますので、できるだけそういう対応はしてまいりたいと思います。

少子高齢化の関係ですが、先ほど人口推計については小嶋課長からも出ました。2040年には1万2,200人、2060年には9,000人台に板倉町も落ち込む。群馬県は2060年には120万人まで落ち込むというような予測がされております。また、片やこの予測に踊らされ過ぎているのではないかという学者の先生もおられますし、実態は我々はわからないのですが、そういった予測がされているのも責任ある立場の人がしっかりと日本の国勢調査をもとに予測をしているわけでありますから、構わないでいるとその状況になるということであります。それらを含めて、町も県も国も、一億総活躍プランとか女性の総活躍社会とか、あるいはいろんなことを申し上げながら人口減少を防ごうということで、うちの町では2040年には1万2,200人になるところを、1,500人減るのを何とかとめようかということで1万3,700人、2060年には9,000人台を何とか1万3,700人で2040年で通過ができれば1万1,500人、9,000人台を1万1,500人ぐらいでとどめることができるのではないかとということ踏まえて、今年から、まだ本当の取り組み始めたところというか、第一歩も出たか出ないかのところでありまして、非常に息の長い政策であります。したがって、これは当てにできないという面もあるわけでありまして、間違いなく減るわけでありまして、

先ほど小嶋課長から、生産年齢人口がという話がありましたが、生産年齢人口は15歳から65歳までを生産人口と、いわゆる見ておりますが、果たして今の社会、15歳の人が税金を納める生産人口かと私は考えまして、逆の計算をしてみました。大学卒業するまでおおむね二十四、五歳まで、親のすねかじりととってもちかか知れているというお金、そういったことを考えますと、大学卒業未満24歳以下と、あるいは65歳以上を扶養人口と私はみなしたほうが実態としては正確なのではないか。25歳以上64歳までを税金も納め、一家を養える、結婚もし、そういう人口も当たるのではないかと。収入のある生産人口とみなすと。いわゆる扶養人口と生産人口を、そういう区別によって判断をしたときには、先ほど言った2040年には44%の人が56%の人を背負う、扶養するという概算が出るわけでありまして。ざっくり言えば、給料取り4人で五、六人の、いわゆる自分の子供も含めた若い人や、大学に上げながら、お年寄りの面倒も見るといふ時代がもう二十何年後には指摘をされているわけでありまして。流暢なことを言っているいいのでしょうかというのが私どもの立場であります。

そこで、合併論も含めて出てくるわけでありまして、いずれにしても税を納める人よりも税を使う人のほうがはるかに多くなるということは、多少の年代がずれることはあっても、そういう想像もできないこととして、想像できないですよ、今我々はまだ。でも、それがどのくらいの状況になるかということは、我々の子

供がそういう時代に間違いなく突入するわけですから、サービス低下も免れなくなりまして、負担をする子供や孫の時代は大変な時代になるということになるわけでありまして、できるだけリストラ、改革、あるいは省けるところは省いて、そういった浮いたお金を町長1人あるいは町長と教育長ぐらいで1億5,000万円ぐらい、だから1市5町とか1市10町なんていうので合併すれば、首長が10人いたものが1人になるのですからそれだけで、市長なんかは私の倍ぐらいとっていますから、何十億円という銭が浮いてくるのです。副市長も要らない、1人で済む。教育長も1人で済む。たかが人件費だなんていっても、そういったお金をやむを得ないからそちらへ回さなければ、子供たちの負担がどうにもなくなるというようなことを想定して、自分の身を切る覚悟で進むということでもあります。

ということでありまして、施策としては人口増を図ることとか収入増を図るとか、徹底的な行政化、効率化をしていくとか、これは合併するにしてもしないにしても。それから、よりコンパクトシティ化を進めなくてはならないということは、もう国が現実には、議員さんを寄せて説明会を開いているのですから。これから三々五々、住人が住んでいるような時代がないです。できれば本当はもっと寄せなさいと。そこにお店も1軒つくったほうがいいですよ。お医者さんも置きましょうとか、そういう構想ももう国が動き始めているわけでありまして、そういったことを含めて、小さい町の長ですから、どれだけできるかは別として、真剣に考えてまいりたいというふうにも今考えております。少子高齢化については、そのほかにまさにもっともっと高齢化が我々が、私があと10年も生きられればいいと思っていますが、我々の年代が一番ピークになって、一番多い時期でもありますので、これに対する、いわゆる福祉政策も後退は許されないというようなことを考えると、それは恐ろしくなる時代でもあるのだらうなと思います。

そういう意味では、合併を最大の行政改革と考え、現在立ち上がった法定協を町民の幸福を第一義として協議をしていきたいというふうにも考えております。もちろんこのことは、入り口論でありまして、1市1町よりも1市2町がよろしいのは当たり前のことであります。今すぐ1市2町がいいといっても、1市2町は実際にあり得ません。1市4町もあり得ません。先ほど言った大きな課題を目指すときに、とれる方策はやれるところから一つ一つ充実をさせていくということでありまして、できる相手から、次に1市2町である明和さんとか、あるいはより広域的に考えていく構図になるのかはわかりませんが、そういった高齢化対策も含めて、これからは大変な時代に入るだろうというふうにも考えております。

○青木秀夫議長 市川議員に申し上げます。

時間が参りましたので、残りの質問は次の機会に。

○11番 市川初江議員 いろいろな観点を踏まえてご答弁ありがとうございました。板倉町も大切な大切な、重大な岐路に立っている現状ですので、これから先の町民の幸せ、町のあるべき方向を真剣に考えている栗原町長に継続して頑張ってくださいと思います。このところ、東京の都知事の余りにもあきれてしまう不祥事が毎日テレビや新聞に報道されていますが、栗原町長はご自分の給料を3割カット、公用車廃止等々で1億5,000万円ぐらいの削減をしております。赤字だった板倉町を黒字にした実績もあります。また、本当に義理がたく、誰からも借りをつぐらないクリーンな栗原町長には、都知事のような不祥事はあり得ないことです。そういう意味では、板倉町の町長には不祥事を起こすような人を決して選んではなりません。町長には義理がたく、身も心もクリーンな方をしっかり選んで、私たちの安全、安心を確保しなければなりません。どこから見てもクリーンで温かく、義理がたい栗原町長に再度挑戦をお願いし、これからの町の正し

い方向性への判断、町民への安全、安心の確保、道半ば問題に対して町民の期待に応えられるように頑張っていたきたいと思います。「大義親を滅す」という志を持ち合わせている栗原町長だからこそ、町民のために先を見通したかじ取りができると確信しています。町にとって、町民にとって重大な大事な岐路だからこそ、町の一大事というときには私人を顧みず自分を犠牲にできる人である栗原町長に正しいかじをしっかりと切っていただくことを町民にかわって心よりお願い申し上げたいと思います。

それでは、時間でありますので、次の家庭教育は割愛させていただきます、これで私の質問を終わらせていただきます。まことにありがとうございます。

○青木秀夫議長 以上で市川議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

2時40分より再開したいと思います。

休 憩 (午後 2時32分)

再 開 (午後 2時40分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

○議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について

議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○青木秀夫議長 日程第2、議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について及び日程第3、議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題といたします。この2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、会議規則第40条の規定により、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

今村予算決算常任委員長。

[今村好市予算決算常任委員長登壇]

○今村好市予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託をされました案件につきまして、6月7日審査を行いましたので、会議規則第40条の規定により報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第1号)及び議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2件であります。

審査の内容につきまして申し上げます。各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審議を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省略をいたします。

審査の結果について申し上げます。

議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり可決決定すべきものと決しております。

次に、議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり可決決定すべきものと決しております。

以上、報告を申し上げます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

はじめに、議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、あす9日は休会とし、10日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行い、休日を挟んで13日は産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

最終日の15日には、総務文教福祉常任委員会へ付託した請願1件について、委員長からの報告の後、審議決定いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 2時46分）

